

ISBN (国際標準図書番号)

および

日本図書コード

書籍JANコード

利用の手引き

2025年版

ISO 2108:2017

JIS X 0305:2020 準拠



発行：一般社団法人 日本出版インフラセンター
日本図書コード管理センター

目 次

はじめに ～ 2025 年版発行にあたって	4
第1章 ISBNとは	5
1. ISBN とは	5
1-1 ISBN とは	5
1-2 ISBN の利点 ～なぜ付与するのか？	6
2. ISBN の運用管理 ～組織と運営	6
3. ISBN の成り立ち ～日本における ISBN 運用の歴史	7
4. ISBN および関連するコード	9
4-1 日本国内、出版業界で使用されている流通コードの一覧と表記例	9
4-2 ISBN 以外の国際規格	10
第2章 ISBNの基本ルール（付与対象物について）	11
1. ISBN の付与対象となる出版物と付与対象とならない出版物について	11
1-1 ISBN の付与対象となる出版物の形態	11
1-2 ISBN の付与対象とならない出版物の形態	12
1-3 ISBN 付与対象可・不可品目リスト	12
第3章 ISBNと日本図書コード・書籍JANコードのコード体系としくみ	13
1. ISBN と日本図書コード・書籍 JAN コードの全体像	13
1-1 各コードの名称、意味と役割	13
2. ISBN（国際標準図書番号）	15
2-1 ISBN の詳細	15
ISBN 国際標準規格表（日本における規格）	15
2-2 ISBN の国際標準規格 構成要素と附番の規則	17
① 「GS1 プリフィックス」	17
② 「国記号」	17
③ 「出版者記号」	18
④ 「書名記号」	18
⑤ チェック数字（チェックデジット）	20
2-3 ISBN 附番にあたっての規則・注意事項 まとめ	21
3. 日本図書コードと書籍 JAN コード	22
3-1 日本図書コードと書籍 JAN コードの詳細	22
3-2 日本図書コードを作成する	23
⑥ 「分類記号」（Cコード）	23
■分類記号（Cコード）一覧表	24
⑦ 「価格コード」	25
3-3 書籍 JAN コードを作成する	26
3-4 日本図書コード、書籍 JAN コードの詳細と作成手順・注意事項 まとめ	28

第4章 ISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードを出版物へ表記する	30
1. ISBN の奥付への表記	30
2. 市販する出版物への ISBN と日本図書コード・書籍 JAN コードの表記	32
2-1 日本図書コードおよび書籍 JAN コードの表記位置の規格	32
2-2 日本図書コードおよび書籍 JAN コードの表記事例	34
3. 特殊な出版物への ISBN および日本図書コード・書籍 JAN コードの表記について	37
3-1 セット商品に対する ISBN 付与と日本図書コード・書籍 JAN コードの表記	37
3-2 雑誌扱いコミックスとムックのコード表記について	38
3-3 輸出入する出版物についての表記	41
4. 【重要】出版物本体に表記する消費者（購読者）向けの価格表示について	42
第5章 出版物を印刷・製本した後の出版者の責任	43
1. 出版者による ISBN 付与後の運用と管理責任	43
1-1 ISBN および日本図書コード・書籍 JAN コードを付与した出版物に対する責任	43
1-2 万が一、誤った使用や表記を発見した場合の対処	44
2. 国立国会図書館の納本制度について	45
3. ISBN を出版情報として登録するには	46
第6章 使用にあたって ～各種手続き・登録料金について	47
1. ISBN を使用するには～出版者登録について	47
1-1 ISBN の新規取得	47
1-2 ISBN の追加取得	49
1-3 登録情報の変更	50
1-4 コードリストの請求	50
1-5 ISBN の使用を停止するには（ISBN の不使用届）	51
1-6 申請の流れについて	51
2. 書籍 JAN コードを使用するには	51
2-1 書籍 JAN コードの新規登録と追加登録	51
2-2 書籍 JAN コードの更新手続き	52
2-3 書籍 JAN コードの登録取消	52
2-4 申請の流れについて	52
3. 各種手続きまとめ	53
3-1 申請の流れについて	53
3-2 申請料について	53
3-3 取得手続きから取得後に出版者にさせていただくこと まとめ	53
第7章 その他 資料等	54
1. 日本図書コード 分類記号（Cコード）各内容と解説・附番にあたっての注意	54
2. よくある質問	54
3. 各種申請および料金について	54
4. 関連団体および資料のご案内	54
あとがき	55

はじめに ～ 2025 年版発行にあたって

日本の出版界が、単行出版物の識別子として ISBN (International Standard Book Number, 国際標準図書番号) を 1980 年に導入してから 45 年が過ぎました。

この間、右肩上がりに拡大をしていた出版物の売り上げが、消費税増税の年を境に縮小に転じ、全国に 20,000 軒以上展開していた書店数も、年々減少するなど、出版業界を取り巻く環境は大きく変化しています。一方、ネット社会の充実とともに電子書籍の売上は、拡大の一途をたどっていて、日本人は決して「活字離れ」をしているわけではないことがわかります。

ISBN が、ネット書店も含めた店頭に並ぶ、ほぼ 100% の書籍に付与されていることは、ご承知の通りです。ISBN は国際基準の識別子で (ISO2108)、200 以上の地域と国が、同じルールで運用しています。このため我が国の ISBN を利用する出版者 (社) にも、国際 ISBN 機関 (International ISBN Agency, 以下「国際本部」) が定めたそのルールに沿って運用することが求められます。もちろん、書籍をはじめとする刊行物には、地域 (国) によって歴史に裏付けされた様々な慣行がありますので、国際ルールと、その地域のルールとの兼ね合いも必要です。

日本図書コード管理センターは、国際本部より我が国唯一の運営機関として、その業務を独占的に委嘱されており、国際規約のほか、日本独自のルール等に沿ったコードの管理運営を行っています。

『ISBN (国際標準図書番号) および日本図書コード・書籍 JAN コード 利用の手引き 2025 年版』(ISBN978-4-949999-16-8) は、その運用上のルールを明文化した最新のルール集です。「2010 年版手引き」の改訂版ですが、ISBN コード付与の対象、非対象項目を整理し、分類記号 (C コード) で使用する用語についても、約 30 年ぶりに新しくいたしました。また、ISBN と書籍 JAN コード (2 段型バーコード) との違い等を分かりやすく解説するよう、出版業界に在籍されている方だけでなく、これから出版活動を始めようとする方々の利便性をも意識しながら改訂作業をいたしました。

この『ISBN (国際標準図書番号) および日本図書コード・書籍 JAN コード 利用の手引き 2025 年版』と、『ISBN コード / 日本図書コード 使用規約』、ならびに日本図書コード管理センターのホームページに記載されているルールが、日本における ISBN コード運用のルールです。

ISBN に関わる公式の情報は、当センターだけが発信しています。誤った情報で出版者 (社) や印刷・製本事業者、流通事業者、書店、図書館、読者の皆様に迷惑をかけることのないよう、当センターをご活用ください。

読者と、出版に関わるサプライチェーンにとって、ISBN が価値ある識別子としての役割を果たすため、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

2025 年 4 月

日本図書コード管理センター 管理委員会委員長 村上和夫
センター長 大沼伸一

第1章 ISBNとは

1. ISBNとは

1-1 ISBNとは

ISBNとは、国際ISBN機関（以下国際本部）の管理のもと、「ISO 2108:2017 Information and documentation – International Standard Book Number (ISBN)」に準拠して出版者に割り当てられる、国際標準図書番号のことで、国際規格の単行出版物の識別子です（1970年制定）。

2007年1月より、様々な識別子の流通上の規格として運用を定めた国際規格GTIN、GTIN-13に基づきISO国際標準化機構の認証を受け、現在は「978」もしくは「979」を接頭とする13桁の規格として運用されています（ISO2108:2017-12）。

ISBNは5つの要素で構成され、各セクションはハイフンで区切られています（5つの要素のうち3つは、長さが異なる場合があります）。今日では書籍出版物の流通に欠くことができないものとなっています。

どこの国（地域）の（978-4）— 何という出版者が発行した（出版者記号）— 何番目の本（書名記号）ということを示しており、書籍という製品を個々に識別する役目をもつ記号です。ただし、単なる識別子・記号であり、その出版物に対する法的権利を担保するものではありません。

そして、各国での運用は、国際本部と契約した各国のエージェンシーにて管理されており、運用にあたっては国際本部および各国のエージェンシーが定めたルールに従う必要があります。

日本国内においてISBNの発行と運用管理を独占的に委嘱されたエージェンシーは日本図書コード管理センターだけです。したがって、当センター以外からの運用上の通知・情報については一切取り合わないよう请您にしてください。

本書は当センターにおいて、「ISO 2108:2017 Information and documentation – International Standard Book Number」および「JIS X 0305:2020 国際標準図書番号 (ISBN)」をもとに日本の出版市場に合わせた管理運用を定めたものです。日本におけるISBNの使用は本書および、最新の情報は当センターホームページをご確認のうえ行ってください。

図：日本図書コード管理センターのISBNの例

9	7	8	—	4	—	9	4	9	9	9	—	1	6	—	8
GS1				日本の		出版者記号					書名	チェック			
プリフィックス				国記号							記号	数字			

1-2 ISBNの利点 ～なぜ付与するのか？

- ・ ISBN 自体は単なる識別子ですが、一度使用したコードは永久欠番となるユニークコードであるため、流通上は「商品コード」として広く活用されています。
- ・ ISBN は、単行出版物に対する国際的な識別子です。それぞれの書籍に番号を割り当てることで、長い説明的な書誌記録の代わりにこれを利用できるようになるため、出版物を特定することが容易になります。例えば著者名やタイトルが同じでも異なる出版者から発行されているものなどの特定ができるようになります。
- ・ ISBN を正しく使用すると、出版物の様々な製品形態や版を明確に区別できるようになり、購読者が必要としている書籍を正しく受け取れるようになります。
- ・ ISBN を使用することで、既刊書カタログなどの流通図書リストや書誌データベースの編集・更新が容易になります。また、入手可能な書籍の情報も簡単に見つけることができます。
- ・ 出版物の注文と流通が、ISBN 中心で行われることで、迅速かつ効率的に実行できるようになります。
- ・ 世界的に多くの出版システム、図書販売業界システムは、ISBN をキーコードとして構成されています。

2. ISBNの運用管理 ～組織と運営

ISBN は、イギリス・ロンドンにある国際本部「International ISBN Agency」との契約に基づいて、各国のエージェンシーが発行と運用管理を行っています（加盟国 200 以上）。ISBN を利用するためにはその出版者の所在する国のエージェンシーに出版者登録をする必要があります。

1970 年発足時、国際本部は西ドイツ・ベルリンの国立図書館内にあり、運営費は国と各州の税金で運営されるプロイセン文化財団が担ってきました。その後、ドイツのボランティアが支えてきた国際本部は、2005 年から法人化（非営利団体）され、イギリス・ロンドンに移転、以降各国のエージェンシーが国際本部の運営資金を会費として応分に負担することになりました。

国際本部では、国別・地理的地域別・言語的地域別の記号の発行や国際会議の運営をするだけでなく、ISBN に関する見解の表明、各国のエージェンシーが提出する登録出版者名簿を管理する業務も行っています。

日本においては、「日本図書コード管理センター」が、日本国内における ISBN の発行と運用管理を独占的に委嘱された唯一の機関となっており、日本国内で ISBN を利用するためには日本図書コード管理センターに出版者登録をしなければなりません。登録にあたっては、ISBN の登録料に加え、国際本部運営資金を出版者記号の桁数に応じて応分にご負担いただく必要があります。

各国のエージェンシーの情報など、詳しくは国際本部のホームページをご覧ください。

- ・ International ISBN Agency (<https://www.isbn-international.org/>)

図：国際本部と日本図書コード管理センターの関係性



3. ISBNの成り立ち～日本におけるISBN運用の歴史

1966. ベルリンで開催された「書籍市場調査及び書籍販売の合理化に関する第3回国際会議」において、書籍に対する国際番号付与体系の必要性及び実現可能性についての問題が初めて検討される。
1967. J. Whitaker & Sons, Ltd が英国で国際標準図書番号（ISBN）の前身を開発。
1970. 国際標準図書番号（ISBN）がISO規格（ISO2108）として承認。発足当時の国際本部は西ドイツ国立図書館内に設置。日本において独自の書籍コード使用開始。
1976. 国際出版連合大会（IPA）によりISBNが日本にも認知、国際機関および国立国会図書館より出版界に対してISBN導入要請あり。
- 1979.08 国際本部より、日本に国記号「4」の割り当てあり。
1980. 国際EAN協会より国際本部に対して「978」および「979」のEAN書籍出版業コードの識別（接頭）記号の付与あり（「Bookland EAN」の誕生）。
- 1980.01 日本図書コード管理委員会発足（構成は、出版社、書店、販売会社、国立国会図書館、日本図書館協会ほか）。
- 1980.04 ISBN（10桁）頒布開始。書籍コード使用出版者および年間発行規模に応じて無作為に仮割り当て、往復はがき使用にて意思確認を行った。返信あり→使用希望者のみ先行登録（非希望者に仮割り当てしたものは未使用コードとして活用）。
- 1981.01 ISBN表示・運用開始（台帳管理）。
- 1988.02 JIS X 0305（日本工業規格（現・日本産業規格））に制定。
- 1990.03 DCC Japan（現GS1 Japan）と出版業界が合意して書籍JANコードを制定。
- 1990.06 ISBNおよび書籍JANコードの実運用開始。
- 1991.04 管理委員会、任意団体「日本図書コード管理センター」に改称。
2000. ISBN運用データ管理開始 ※未使用コードから自動割り当てにて運用。
- 2004.02 ISBN13桁化実行ガイドライン（勧告書）、国際本部より加盟各国に提示。
- 2004.06 マネジメント委員会に規格改定ワーキンググループ設置。対応案骨子とりまとめ。2007.1から13桁運用開始を決定。
- 2004.11 ベルリン年次総会にて13桁化規格改定決定。英国にて新国際本部設置の発表あり。
- 2004.04 有限責任中間法人日本出版インフラセンター（JPO）に統合（2009年一般社団法人化）。

2005. 国際本部、英国へ移転、本部組織法人化。運営費について利用各国機関の分担制に移行。
- 2005.03 国際本部より「会費分担金算出法と請求書」が日本に到着。
- 2005.05 登録出版者へ ISBN 規格改定についての案内開始。
- 2005.06 登録出版者へ「国際分担金負担¹のお願い」を送付。
- 2007.01 ISBN13 桁運用開始。
- 2012.04 ISBN「国際本部分担金」から「国際本部運営資金」へ移行、至現在。

〈参考資料〉

- ・「コードが変わる出版流通 ISBN のすべて」松平直壽著，日本エディタースクール出版部，1995.3.27，ISBN4-88888-229-0（P.59～3-1 出版業界の商品コードの系譜，P.67～3-3 ISBN の日本への導入経緯）
- ・「日本の出版流通における書誌情報・物流情報のデジタル化とその歴史的意義」湯浅俊彦著，ポット出版，2007.12.20，ISBN978-4-7808-0111-8
- ・「日本雑誌協会 日本書籍出版協会 50 年史」『50 年史』編集委員会編，社団法人日本雑誌協会，2007.11.21，（P.92～B-1 出版情報の整備とコード）
- ・「ISBN User's Manual 7th」国際本部，2017

1 国際本部分担金（名称＝現・国際本部運営資金）について

- ・国際本部がドイツからイギリスへ移管される際に運営費用の負担について、各国エージェンシーに請求が開始された。当時国際本部から要請された年会費は 18,000 ユーロ。
- ・出版者記号桁数別に分担金を設定。開始当初は 10 年更新制として登録出版者に分担金負担の依頼・請求を行った。
- ・2008.9～2012.3（一部 6 月）までの登録出版者へは 5 年単位で請求。2012.4 からの「ISBN 国際本部分担金」から「国際本部運営資金」へ移行に伴い、5 年分請求の登録出版者へは残 5 年分の請求を行い、10 年分を負担とすることで更新制度を廃止した。現在は ISBN 登録料に負担金を含んでいる。

4. ISBNおよび関連するコード

4-1 日本国内、出版業界で使用されている流通コードの一覧と表記例

日本図書コード管理センターで管理運用しているコードおよび、それ以外の日本国内、出版業界で使用されている主な流通コードは以下の通りです。詳細はそれぞれの管轄元にお問い合わせください。

■日本国内、出版業界で使用されている流通コードの体系一覧と表記例

〈注意〉あくまで表記例。サイズも原寸大ではない

コード体系と表記例	説明	光学式 機械 読み取り	対象物	管理運用元
ISBN コード ISBN978-4-949999-16-8	「国際標準図書番号」国際標準の単行出版物の識別子 ※ ISBN を付与したものは出版物本体への表記は必須	不可	出版物全般	日本図書コード管理センター
日本図書コード ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E	ISBN コードに分類と価格表記を付加して商品コード化したもの（国内専用） ※市販する紙書籍へは原則表記が必要	不可	ISBN を付与した市販する紙書籍	日本図書コード管理センター
書籍 JAN コード  見本 9784949999168 見本 1923000020009	日本図書コードの情報をバーコードで表示したもの（国内専用） ※市販する紙書籍へは原則表記が必要（必ず2段1組で表示）	可	日本図書コードを付与した紙書籍	日本図書コード管理センター および GS1 Japan
JP-e コード ISBN 出版者記号 +13 ~ 18 桁 識別コード	電子出版物（電子書籍）用の商用コード（国内専用）	不可	電子書籍	JPRO 出版情報登録センター ※詳細は JPRO 出版情報登録センターにお問い合わせください。
雑誌コード 10097	雑誌の標題ごとに設定される商品番号。 ※「雑誌」とは流通上「雑誌」扱いとして取り扱われる定期刊行物のこと（国内専用）	不可	雑誌扱いで流通する出版物	雑誌コード管理センター ※詳細は雑誌コード管理センターホームページおよび手引きをご覧ください。
定期刊行物 JAN コード  見本 491010097016401000	雑誌コードを含んだ情報「定期刊行物コード」の情報をバーコードで表示したもの（国内専用）	可	雑誌コードのある出版物	雑誌コード管理センターおよび GS1 Japan ※詳細は雑誌コード管理センターホームページおよび手引きをご覧ください。

■出版物以外を対象とするコード

コード体系と表記例	説明	光学式 機械 読み取り	対象物	管理運用元
JAN コード  見本 4 569951 110016	一般消費財向けのGTINコード（国際標準）の日本規格 ※「JAN」は日本における GTIN-13 の名称	可	ISBN/ 雑誌コード対象外のもの	GS1 Japan ※詳細は GS1 Japan にお問い合わせください。

4-2 ISBN以外の国際規格

前項 4-1 以外で出版物に関係する主な国際規格を以下に紹介します。詳しくは各管理機関にお問い合わせください。

ISSN (International Standard Serial Number)

ISSN (国際標準逐次刊行物番号) は、国際規格 (ISO 3297) で定められた、終期を予定せず同一タイトルで刊行される逐次刊行物 (雑誌・新聞・年鑑等) などの継続資料を識別するための国際コードです。タイトルと媒体が変わらなければ、巻や号が異なっても ISSN は同一です。ISBN と ISSN の両方を表示する刊行物の場合、ISBN は巻ごとに異なりますが、ISSN は全巻を通じて同一です。

管理機関：[ISSN International Centre](http://www.issn.org/)

※ 日本国内においては [ISSN 日本センター \(国立国会図書館内\)](http://www.issn.or.jp/) にお問い合わせください。

〈注〉雑誌には「雑誌コード」という巻ごとに付与する日本国内専用の流通コードもありますが、ISSN とは役割の異なるものです。詳しくは「雑誌コード管理センター」のホームページ (<https://jpo.or.jp/magcode/>) をご覧ください。

DOI (Digital Object Identifier)

DOI[®] (デジタルオブジェクト識別子) システムは、デジタル環境でコンテンツオブジェクトを識別するための国際規格 (ISO 26324) です。学術論文の分野で多く利用され、学会が発行する論文誌の記事等に付与されます。

管理機関：[International DOI Foundation](http://www.crossref.org/) [EDItEUR](http://www.ediit.org/)

ISMN (International Standard Music Number)

ISMN (国際標準楽譜番号) は、販売用、有料賃貸用、無料配布用を問わず、印刷された全ての楽譜出版物を識別する国際規格 (ISO10957) です。

管理機関：[International ISMN Agency](http://www.ismn.org/)

※ 日本国内においては [日本 ISMN コードセンター](http://www.ismn.or.jp/) にお問い合わせください。

GTIN (Global Trade Item Number)

GTIN は、GS1 が定めた国際標準の商品識別コードの総称であり、ISBN の GTIN-13 表現もこれに含まれます。一般消費財で見かけるバーコードは GTIN をモジュールで表したものであり、日本国内における GTIN の管理は GS1 Japan が行っています。「書籍 JAN コード」も出版業界と GS1 Japan で合意し制定された、日本図書コードを GTIN-13 に収めたものです。

管理機関：[GS1 Global Office](http://www.gs1.jp/)

※ 日本国内においては [GS1 Japan \(一般財団法人流通システム開発センター\)](http://www.gs1.or.jp/) にお問い合わせください。

第2章 ISBNの基本ルール（付与対象物について）

1. ISBNの付与対象となる出版物と付与対象とならない出版物について

ISBNは、固有の出版物を識別する世界共通のルールのもと、使用するコードです。法令によって規定されているものではありませんが、どのような出版物にでも付けて良いわけではありません。販売品・非売品に関わらず「広く頒布を目的とした単行出版物」に付与が可能なものです。

国際基準に基づいて定められた日本におけるISBN付与対象および付与対象外のガイドラインは以下に定めるとおりです。また、ISBNは国際本部から日本に分配された有限なコードです。発行する出版物がISBNの付与対象となるかを予め確認しルールを守って使用してください。

なお、その市場によってISBN以外の識別子が必要とされる場合がありますので1章の[ISBNおよび関連するコード](#)も併せて確認してください。

★本手引き上では以下の通り定義しています。

出版物（紙・電子すべての出版物）、単行出版物（単体の出版物）、書籍（書籍流通にのせる紙の出版物）、雑誌・新聞・定期刊行物（雑誌流通にのせる紙の出版物）、電子書籍（紙以外のデータで閲覧する出版物）、逐次刊行物（ISSNの対象となる出版物）、一般消費財（出版物以外の商材・物）

1-1 ISBNの付与対象となる出版物の形態

ISBNの付与対象となる出版物の形態は以下の通りです。

1. 編集・印刷・製本・複製された単行出版物および小冊子（雑誌・新聞等の定期刊行物を除く）
2. 点字出版物
3. 流通上、雑誌扱い（雑誌コードをもつ出版物）で取り扱われるコミックスとムック
※書籍と同様に長期間にわたる流通（注文・返品・返品）に対応するため。雑誌コード管理センターの手引きも確認してください。
4. 朗読音声などの音声データを物理的記録媒体（CD、DVD等）、またはダウンロードやストリーミング等、インターネット上でアクセス可能な状態にしたオーディオブック
5. 出版物を電子化し、物理的記録媒体（CD-ROM、DVD等）、またはダウンロードやストリーミング等、インターネット上でアクセス可能な状態にした電子出版物（電子書籍）
6. マイクロフィルム出版物
7. 教育又は指導を目的とする映像を書き換え不可で記録した、ソフトウェア等物理的記録媒体に収めたもの、またはダウンロードやストリーミング等、インターネット上でアクセス可能な状態にしたもの
8. 書籍（文章が主である）を本体として、その内容を補完するためにCD・DVD、ソフトウェア、その他関連製品が付録として複合的に組み込まれている出版物（複合メディア出版物）
9. 継続的刊行物（論文集等）の個々の部分・記事、論文単位などで、個別に頒布するもの

10. タイトルページ・奥付（出所表示）があり、文章および絵についての説明があるアートブック
およびイラスト集
11. 一枚ものの地図および地形図
12. 紙芝居

1-2 ISBNの付与対象とならない出版物の形態

以下の出版物の形態はISBNの付与対象ではありません。ISBN以外の識別コードで対応してください。

1. 雑誌、新聞等の定期刊行物
※ 流通上雑誌扱い（「雑誌コード」をもつ出版物）で取り扱われる定期刊行物へのISBN付与は不可（ただし、記事単位での頒布は1-1-9の対象）。[雑誌コード管理センター](#)の手引きをご覧ください。
2. 宣伝・広告物など販売促進目的で製作された短期的に利用される印刷物、またはデジタル素材など
3. 楽譜印刷物
※ 純然たる楽譜（集）や一枚物の楽譜はISMNの対象。
4. 加除式出版物等、差し替えや順番の入れ替が可能なもの
5. タイトルページ・奥付（出所表示）や本文がない一枚ものアートプリント（絵画、版画、写真等）、ほかポスター印刷物
6. 私的文書（例：電子履歴書、自己紹介文など）
7. 一枚物の絵葉書・グリーティングカード類の印刷物、文具類
8. 音楽を記録した各種データメディア
9. 教育又は指導を目的としない映像を記録したソフトウェア、物理的記録媒体に収められたもの、またはダウンロードやストリーミング等インターネット上でアクセス可能な状態にしたもの
10. 電子掲示板・Webサイト・ブログ・電子メール・その他の電子通信文
11. ゲームおよびゲームソフト、トランプ・パズル・カルタ・カード（例：単語カード、オラクル・タロットカード等）など冊子状になっていないばらけるもの
12. 一般向けに流通していない特別仕様、または個人仕様の出版物（社内報、卒業アルバム等）
13. 手帳・日記帳・カレンダーなど頒布期間の短い印刷物
※単に日付が羅列されており、記述して完成させるノートのもの、日めくりカレンダーは不可。形態ならびに構成内容の大半を占めるページがテキスト・イラストレーションなどによって構成される出版物はISBN付与対象可。
14. ぬいぐるみ・玩具や、その他一般消費財が主となっているもの、出版物（文章が主である）を本体としていないもの

1-3 ISBN付与対象可・不可品目リスト

当センターホームページにお問い合わせの多い品目の例「[ISBN付与対象可不可品目リスト](#)」を掲載しています。「[よくあるご質問](#)」とあわせてご確認のうえ、疑問点はお問い合わせください。

★判断があいまいな場合は、事前に当センターまでお問い合わせください。

第3章 ISBNと日本図書コード・書籍JANコードのコード体系としくみ

1. ISBNと日本図書コード・書籍JANコードの全体像

1-1 各コードの名称、意味と役割

日本図書コード管理センターが管轄し、本書において説明をするコード（記号）は、「ISBN（国際標準図書番号）」「日本図書コード」「書籍 JAN コード」の3つです。これらは、それぞれ役割が異なる別の記号です。

いずれも、日本図書コード管理センターでISBNを取得した出版者のみが、申請料を納付した上で使用することができます。これは、法的に使用を義務付けられたものではなく、必要に応じて、必要な出版物に付与をするものです。

まずは、以下の各コードの名称と意味と役割を理解し、正しく使用してください。次の項目にてそれぞれの記号の詳細な仕組みと使用上の規則を説明します。

A) ISBN（国際標準図書番号）

International Standard Book Number（国際標準図書番号）のこと。国際標準に基づき出版物に付与する13桁の識別子。いわゆる個体識別番号や戸籍番号のような役割をするもので、本体に表記をする。広く頒布することを目的とした出版物に付与が可能（市販品だけでなく非売品でも付与可）。

「どこの国（地域）の（978-4）— 何という出版者が発行した（出版者記号）— 何番目の本（書名記号）」ということを表す。

B) 日本図書コード

日本国内で使用するための流通規格。「ISBN」をもとに作成する記号で、ISBNを付与した出版物のうち、販売価格を設定して現物を頒布するもの（市販品のみ）に設定・表記するもの。

C) 書籍JANコード

日本国内で使用するための流通規格。GS1標準仕様に準拠し、「日本図書コード」をJANシンボル（バーコード）によって表示したものであり、POSレジなどで「日本図書コード」を自動読み取りするために使用するもの。表記・使用するにはISBNの取得料金とは別にGS1 Japanへの登録申請料が必要。

〈注意事項〉

- ・日本の国記号「4」をもつISBNを取得ができる方は、日本国内に所在している出版者（個人法人問わず）のみです。
- ・使用にあたってはそれぞれ登録使用料/申請料がかかります（日本図書コードを除く）。
- ・手続きについては第6章と当センターホームページをご覧ください。

図：各コードの表記例

奥付見本

ISBN (国際標準図書番号)
および日本図書コード・書籍 JAN コード 利用の手引き
2025 年版
ISO 2108:2017, JIS X 0305:2020 準拠

2025 年 4 月 1 日 発行

著作・監修：日本図書コード管理センター管理委員会
 手引き改訂ワーキンググループ

発行者：一般社団法人日本出版インフラセンター
 日本図書コード管理センター (Japan ISBN Agency)
 〒 101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32
 出版クラブビル 一般社団法人日本出版インフラセンター内
 電話 03-3518-9862 Fax 03-6273-7851
 ※お問い合わせはホームページ内、お問い合わせフォームをご利用ください。

ISBN978-4-949999-16-8
 © 2025 Japan ISBN Agency

ISBN978-4-949999-16-8

拡大見本

A) ISBN (国際標準図書番号)
 本体に必ず表記をする国際規格
 ※販売・非売品問わず、ISBN を付与したすべての
 出版物に表示が必要

C) 書籍 JAN コード
 B) 日本図書コードの情報をバーコードで
 表示した国内流通用の表記

- ・上下 2 段から成り立っています。
- ・上下 2 段を分けて使用することは
 できません。
- ・バーコード(縮記号)下段の数字を
 「添え字」といいます。

表 4 見本(左開きの例)

小口	<p>B) 日本図書コード ISBN をもとに出版者で作成する 国内流通用の記号</p>	<p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2,000E</p>	 9784949999168	背
			 1923000020009	

※日本図書コード、書籍 JAN コードは、頒価を設定する出版物にしか使用できません。
 ※本手引きは無料頒布物です。上記は例として頒価を設定したものです。

2. ISBN（国際標準図書番号）

2-1 ISBNの詳細

ISBN は、

どこの国（地域）の（978-4） — 何という出版者の（出版者記号） — 何番目の本（書名記号）を表す記号です。個体識別番号や戸籍番号のような役割をし、付与することで個々の出版物を識別可能にします。

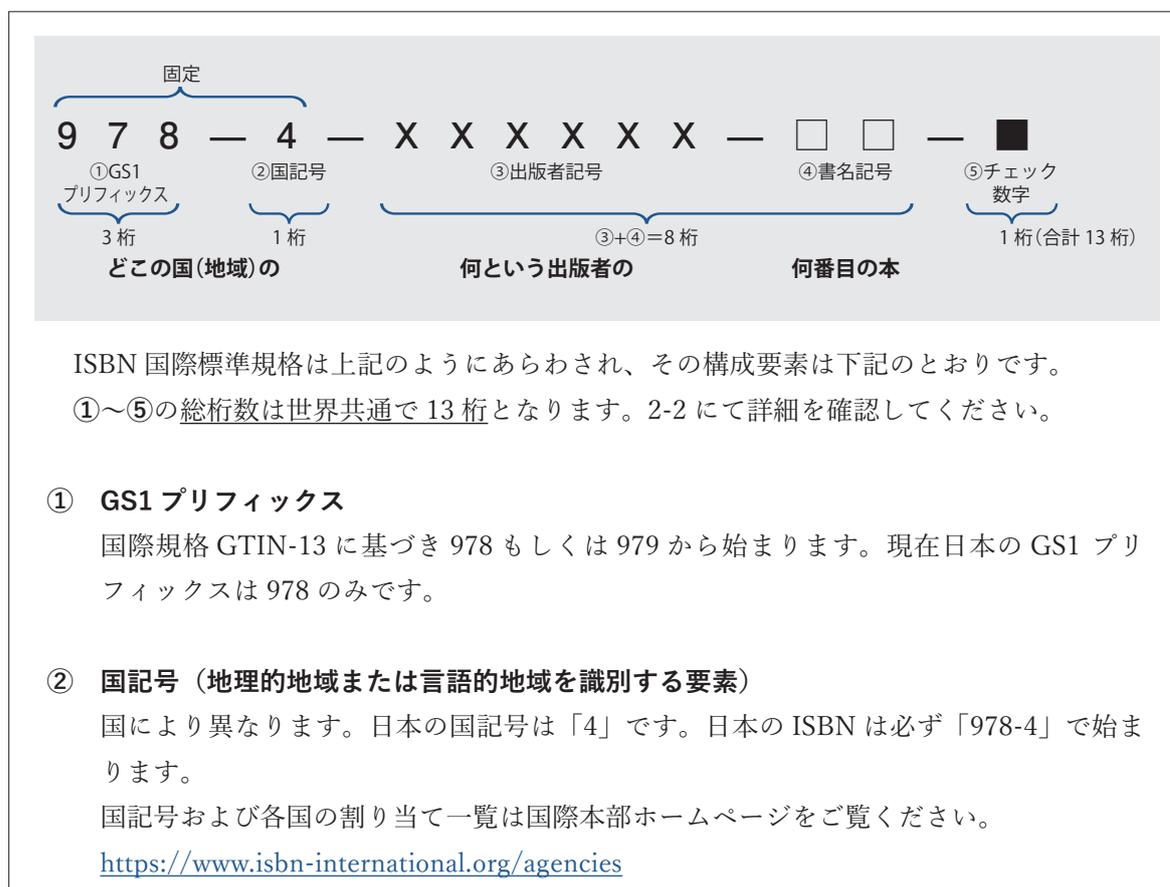
「日本図書コード」と「書籍 JAN コード」の大元は ISBN です。「ISBN」が付与されていない出版物には表記できません。まずは ISBN のことを正しくご理解ください。

販売品、非売品に関わらず「広く頒布を目的とした出版物」に付与が可能ですが、付与対象物には国際的なルールがあります。[第2章 ISBN の基本ルール（付与対象物について）](#)にて、予め確認してください。

使用にあたっては、国際本部から各国エージェンシーに与えられた ISBN の中から割り当てを受けることによって使用が可能となります。日本国内におけるエージェンシーは日本図書コード管理センター（以下当センターだけ）です。ISBN の割り当てを受けるのに個人、法人は問いません。このため、当センターでは ISBN の割り当てを受ける方のことを「登録出版者」と呼んでいます（「社」ではない。「何という出版者の」という意味が含まれていることを表すように、出版物の出所の所在を明らかにすることで規格の信用性を担保しています。そのため、出所、つまり連絡先などの所在を明らかにできない出版者に ISBN の割り当てをすることはできません。

第1章「[1-1 ISBN とは](#)」、「[1-2 ISBN の利点～なぜ付与するのか？](#)」もご覧ください。

図：ISBN 国際標準規格表（日本における規格）



③ 出版者記号

ISBNの登録者を表す箇所で、各出版者に割り当てられる番号(記号)です。これにより「何という出版者」ということを明らかにすることができます。また、日本の場合③+④の合計が必ず8桁となる規格であり、③**出版者記号**は2桁から7桁となります。※シングルコードを除く

④ 書名記号

1書名に1番号割り当てる、いわゆるナンバリングコードです。③**出版者記号**に紐づく記号であり、日本の場合、③+④が8桁となるため、書名記号の桁数は6桁から1桁となります。

⑤ チェック数字(チェックデジット)

必ず1桁です。コード数列の誤りを検出し、捏造を防止するために一定のアルゴリズム(演算法)に従って付加される重要な数値です。当センターホームページ「ISBNの検算」もしくは、登録時にお渡しした「13桁コードリスト」(ISBNの一覧台帳)によって確認することが可能です。

なお、国際本部から日本に割り当てられたISBN発行番号枠(ISBN規格割り当て表)は以下のとおりです。

図：国際本部に登録した日本の規格割り当て表

出版者記号 桁数	出版者記号 発行番号枠	書名記号 付与番号枠	書名付与可能 点数(合計)	(1出版者記号 当たりの書名 付与可能点数)	発行 出版者数
2桁	00～19	000000～999999	2千万	(100万)	20 国内割当終了
3桁	200～699	00000～99999	5千万	(10万)	500
4桁	7000～8499	0000～9999	1千5百万	(1万)	1,500
5桁	85000～89999	000～999	5百万	(1,000)	5,000
6桁	900000～949999	00～99	5百万	(100)	50,000
7桁	9500000～9999999	0～9	5百万	(10)	500,000
		合計	1億点	—	557,020者

〈注意事項〉

- ・同一コードの再使用は禁止のため出版者数や付与点数は理論数値です。
- ・出版者記号の発行基準は出版発行点数の実績に基づいて行うことが国際規約の原則です。
- ・新規に登録を希望する際の出版者記号桁数は6桁、7桁もしくはシングルコード※のみです。
- ・出版者記号に紐づいた書名記号の付与を完了すると出版者記号の追加登録申請ができる仕組みです。
- ・出版者記号と書名記号の関係は常に合計8桁の番号になります。
- ・出版者記号の番号を申請者が指定することはできません。
- ・他国の割り当て表は国際本部のホームページをご覧ください。

※シングルコードとは

出版者記号に該当する箇所を「600」で固定化し、④書名記号5桁を当センターから割り当てたユニークなコードです。

例 ISBN978-4-600- □□□□□ - ■

(出版者記号「600」のISBNは10万種類存在することになります)

出版事業を継続して行うことを想定していない個人・法人のかたが、1タイトルだけ発行することを念頭に設定されたISBNであるため、③出版者記号部分「600」のみで出版者を特定することができません。このため、流通上なんらかの制約を受けることがあります。

このコードを取得する前に、流通を考えている市場にたいして、不都合なく使用可能かをご自身で確認するようにしてください。

シングルコードについての詳細は、[「シングルコード取得をお考えの方へ」](#)もご参照ください。

2-2 ISBNの国際標準規格 構成要素と附番の規則

2-1 図：ISBN国際標準規格表（日本における規格）で示した①～⑤各ブロックごとの詳細は以下です。

①「GS1プリフィックス」

②「国記号」

「どこの国（地域）の」を表す箇所。日本のISBNは必ず①GS1プリフィックス「978」、②国記号「4」で始まる13桁です。

まず、①「GS1プリフィックス」は、ISO規格上の「GS1記号」部分で、国際標準コードの要素としてGS1（ジーエス・ワン、国際的な流通システム標準化機関）と国際本部とが契約をして、ISBNに付与されている「BOOKS（図書）」を定義する記号です。

日本のISBNのGS1プリフィックスは現在「978」のみです。

次に②「国記号」は、出版者が当該書籍を現に発行する国、もしくは地理的地域または言語的地域を表す記号です。日本国内で発行される書籍には「4」の国記号が付与されています。

出版者から委託されて、編集・制作業務や書籍の印刷・製本などの製造にかかわる業務を行う国や地域、あるいは流通や販売を行う国や地域を表す記号ではありません。また、書籍に書かれている言語を表すものでもありません。

各国で使用するGS1プリフィックスおよび国記号は国際本部のホームページに公開されています。

〈注意事項〉

- ・日本国内で発行した「4」の国記号を含むISBNを付与する書籍出版物は、「4」の国記号のまま輸出します。
- ・ISBN加盟国から輸入された書籍を原書のまま日本国内で販売する場合は、輸入書籍出版物本体に表記されているISBNを書き換えることはできません。原書に表記されているISBNのまま扱ってください。
- ・発行元出版者との契約に基づいて、「日本版」として日本国内で発行する国内の出版者は、当該書籍出版物に自らのISBNを必要に応じて付与することができます。
- ・国記号は書かれている言語を表すものではありませんので、当センターからISBNの割り当てを受けた日本国内の出版者が発行する書籍のISBNを付与した書籍が、日本語以外の言語で書かれ

ていても何ら問題はありません。ただし、出所表示（奥付など）に関しては受け入れの流通側が読める言語を想定して表記いただくようお願いします。

③ 「出版者記号」

「何という出版者」を表す箇所。ISBNの登録者を表す番号（記号）であり、日本図書コード管理センターに出版者登録をすることで2桁から7桁で表される「出版者記号」の割り当てを受けることができます（シングルコードを除く）。

日本図書コード管理センターに出版者登録をする際に登録する「出版者名称」とともに国際本部にも登録、国際本部のホームページにも公開されます。

なお、日本図書コード管理センターに出版者登録をし、ISBN「出版者記号」の割り当てを受けるには、一定の条件があります。P.47の新規取得の登録要件を確認してください。

例

出版者記号 979999 は「日本図書コード管理センター」であることが以下のとおり国際本部ホームページに公開されています。

「Japan ISBN Agency」

Country : Japan

Agency Name : Japan

ISBN Prefix 978-4-949999

<https://grp.isbn-international.org/>

〈注意事項〉

- ・「出版者記号」はISBN登録者を表す独自記号であり、登録出版者名称と紐づいています。そのため割り当てを受ける際に日本図書コード管理センターに申請した出版者名称は、原則として変更することができません。詳しくはP.47からの出版者登録要件も確認してください。
- ・「出版者記号」は割り当てを受けた登録出版者以外が使用することはできません。貸与、譲渡もできません。

④ 「書名記号」

「何番目の本」を表す箇所。個々の出版物、つまり1書名に1番号を割り当てる記号です。登録出版者が責任を持って管理します。③「出版者記号」に紐づく記号であり、日本の場合、③+④が必ず8桁となります。出版者記号の桁数に応じて書名記号の割り当て数量が決定するため、出版者記号の桁数が少なければ書名記号の点数が多くなります。詳細は、P.16「[図：国際本部に登録した日本の規格割り当て表](#)」も参照してください。

例

出版者記号桁数 書名記号 書名記号点数

6桁 00～99 100点（ISBN100種類・書名分）

7桁 0～9 10点（ISBN10種類・書名分）

・出版者記号6桁の場合、00番から99番までの100点（書名分）

・出版者記号7桁の場合、書名記号は0番から9番までの10点（書名分）

割り当ての出版者記号に紐づいた書名記号をすべてを使いきった場合（割り当てられたISBNを使いきった場合）には新たな出版者記号の割り当てを受けることによって、ISBNを追加取得することができます。[P.49](#)の「ISBNの追加取得」をご覧ください。

また、1書名1番号を割り当てる際には詳細なルールがあります。一度割り当てた書名記号は二度と使用できません（再利用不可）。ISBN使用規約第7条-2により、重複使用は固く禁じられています。国際標準規格であるISBNの使用にあたって肝となる部分です。以下④-1、④-2の内容を確認してください。

④-1「書名記号」の割り当てを変更しなければならない場合

ア. 「版」を変更する場合

- ・「版」の変更とは、出版物の内容の一部もしくは複数箇所に重要な変更を加えたものこと。タイトルにも改訂版であることの「版」表記が必要（増補版、第2版、改訂版、2025年版、特別版等）です。
- ・「版」を変えるにあたり定量的な規則や表記の決まりはないため、購読者の混乱を避けることを念頭に出版者で判断をしてください。

イ. 書名（タイトル）や副題、巻号を変更した場合

- ・書名を変更したことについて、表紙、扉、奥付等にも明記してください。「巻号」（第2巻、Vol.2等）を変更する場合も同様の措置をしてください。

ウ. 著者・编者・翻訳者などが変わった場合

- ・著者のペンネームが変更になった場合や、共著のメンバーが変更になった場合も該当します。

エ. 出版物の言語を変更した場合

オ. 発行形態、製品形態（媒体など）、判型・規格（本のサイズや製本形態）を変更した場合

以下のような例が該当します。

- ・発行形態・媒体の変更

例

通常版と点字版やオーディオブック版等、紙の書籍からPDF版、異なるフォーマットの電子書籍等

- ・判型・規格の変更

例

単行本から文庫版・新書版、ハードカバーからペーパーバック、豪華版から廉価版等（ただし、単なる表紙の絵柄違いやカバーが異なるだけの場合はISBNを変更してはいけません。）

カ. セット商品の場合

- ・3冊セットなど、異なる書籍を1セット（組）として頒布・販売する場合、それぞれの書籍に1つずつ書名記号（ISBN）を割り当てたうえで、そのセット（組）に対しても書名記号（ISBN）を割り当てます。
- ・分売可・不可による表記方法の詳細は [P.37](#) からをご覧ください。
- ・「芥川龍之介全集 全3巻セット」の場合

例

それぞれの巻に異なるISBNを付与した上で、全3巻セットに対してもISBNを割り当てます。（合計4点・4書名分ISBNを使用することになる。）

④-2「書名記号」の割り当てを変更してはいけない場合

ア. 表紙の絵柄違い、カバーデザインのみを変更する場合

イ. 単なる増刷や、本文中の誤植や誤字・脱字の訂正などにとどまる増刷や重版の場合

・「版」と「刷」は意味が異なります。「刷」は同じ「版」を増刷したものを指します。

ウ. 価格（本体価格）を改定する場合

・「書名記号」（ISBN）は出版社名とタイトルに紐づく識別情報であり価格情報は含みません。流通用に「日本図書コード」の表記をする書籍については「日本図書コード」の「価格記号」を変更するだけでISBNは変更しません。P.25を参照のこと。

エ. 頒布方法が異なる場合（販売品と非売品など）

・頒布方法の違いによって変更してはいけません。販売品には「日本図書コード」により価格記号を設定し、非売品にはそれらを設定・表記しないという違いです。

オ. 流通経路や取引条件による違いがある場合

・変更してはいけません。ISBNは単なる識別子です。流通上商品コードとして活用されていますが、流通専用のコードではありません。

〈注意事項〉

- ・書名を特定する番号、つまりISBNの割り当てを変えることで異なる出版物であることが特定できます。ISBN新規取得時にお渡しの「13桁コードリスト」（管理台帳として使用いただくISBNの一覧表）にて割り当てを管理してください。

★ POD について

PODとは、プリントオンデマンド（Print-on-demand）のことで、受注してから印刷・製本することを意味しています。単なる印刷形式の違いであり、通常はISBNを変更してはいけません。ただし、ハードカバーからペーパーバック、豪華版から廉価版のように規格が変更されて出版される場合には、「POD版」等として別のISBNを付与します。

⑤チェック数字（チェックデジット）

「チェック数字」は、読み取ったコード情報が正確かどうかを検算するための数字です。固有の書籍出版物のISBNごとに計算されます。この数字を間違えて計算したり、印刷したりするとそのコード全体が無効になり、流通・管理できなくなりますので十分注意して計算してください。

〔計算式は下記の通りです。当センターのISBNを例にして説明します。〕

$a = 978$ から始まる ISBN の奇数の桁の数字の合計 $\times 1$

$b = 978$ から始まる ISBN の偶数の桁の数字の合計 $\times 3$

$a + b$ の合計数字の下一桁の数字を 10 から引いた数字（補数）がチェック数字

計算例

ISBN978-4-949999-16-?（チェック数字）

$a = 9 + 8 + 9 + 9 + 9 + 1 = 45 \Rightarrow 45 \times 1 = 45$

$b = 7 + 4 + 4 + 9 + 9 + 6 = 39 \Rightarrow 39 \times 3 = 117$

$a + b = 45 + 117 = 162$

$10 - \underline{2} = 8$ （チェック数字）

* 但し、 $a + b$ で算出した数字の下一桁が 0 の場合は、チェック数字を 0 とする。

* 当センターホームページ内「ISBNの検算」にてチェック数字の確認をすることができます。

* ISBN新規取得時にお渡しの「13桁コードリスト」には予めチェック数字を含めた13桁すべてが印字され、一覧となっていますので、そのままの番号を表記してください。

2-3 ISBN附番にあたっての規則・注意事項 まとめ

附番にあたっての主な規則は以下です。[使用規約](#)と合わせて確認してください。

1. 使用の前にISBNを付与できる出版物、付与できない物の確認をしてください。まず、ISBN付与対象物であるか（[第2章 P.11～12](#)）を確認し、使用上の規則についても、本手引きの他、当センターが示すものを確認してください。判断に迷う場合は当センターに[お問い合わせ](#)ください。
2. 再使用は重複使用も含めて厳禁です。一度でも割り当てをした書名記号、つまりISBNは、たとえその書籍が絶版扱いとなったとしても、あるいは未来永劫に増刷・重版をする予定がない場合でも、または、事前に発行を告知したチラシに記載したISBNを結果的に使用しなかった場合でも、新たに発行する別の書籍出版物に対して重複して付与することはできません。使用したコードは二度と使用することはできず、永久欠番となることが基本ルールです。必ずISBN新規取得時にお渡しの「13桁コードリスト」にて使用済コードの確認を行ってください。
3. 出版者の責任において正しい表記・使用方法を遵守してください。ISBNは世界中の出版者で使用する限りのあるコード番号であり、割り当てられたISBNは出版者自身が台帳で責任を持って管理していただくものです。もれなく、正しく使用するために、できる限り書名記号を順番に使用し、表記をしてください。万一誤った使用を行った場合、当センターに相談してください。
4. 発行する出版物にISBNの付与が必要な場合、個人・法人を問わず当センターにISBN使用の申請をすることができます。ただし登録要件がありますので第6章にて確認してください。
5. 割り当てられたISBNの使用には有効期限がありません。
6. ISBN自体は単なる識別子であり、付与するだけではなんら役割を果たしません。ISBNとともに出版物の情報（書誌情報等）を必要とする市場（図書館・書店等）に提供することでその機能を果たします。そのため奥付等、出版物そのものにも表示（印字）をします。
7. 出所の所在を明らかにするとは、国際的に住所や連絡先を公開でき、また、その連絡先がきちんと特定できることを指します。（個人情報の扱いとはならず、また、バーチャルオフィスでの登録は受け付けません。）
8. ISBNは、法律や条約で定められたものではなく、発行する書籍に必ず付けなくてはならないという法的な規則はありません。
9. ISBNは世界の出版界が共有する“社会標準”です。ルールを遵守いただける方のみが使用することができます。
10. そのほか、[「使用規約」](#)もお読みください。申し込みにあたっては使用規約に同意いただくことが必要です。

3. 日本図書コードと書籍JANコード

3-1 日本図書コードと書籍JANコードの詳細

3章 1-1で説明した **B)「日本図書コード」とC)「書籍 JAN コード」**は国内流通のために使用する記号です。出版物に附番する ISBN が決まったら作成することができます。

流通のため、つまり出版物を販売する（市販する）ために表記する記号ですので、販売価格を設定する出版物（紙書籍）にのみ表記します。

「日本図書コード」は ISBN をもとに出版者自身が組む記号です。「書籍 JAN コード」は、「日本図書コード」の情報を書店の POS レジなどで自動読み取りをするためにバーコード（JAN シンボル）で表示したものです。

かつては「日本図書コード」を OCR-B（読み取り端末に対応した文字）で表現し、レジ等に読み込ませていました。「書籍 JAN コード」は、より簡便で的確に読み取りが可能で、一般商材にも広く使用されている GS1 標準規格に出版物も対応するために、出版業界と GS1 Japan² との間で決定したものであり、現在の書籍流通の場で広く採用されるようになりました。そのため現在では「日本図書コード」と「書籍 JAN コード」は不可分一体で使用されることが主流となっています。

ただし、出版物を販売するにあたって「日本図書コード」と「書籍 JAN コード」の表記が必要かどうかはその流通先（販売先）により異なります。オンライン販売では不要な場合もあります。流通先でこれら記号の表記が必要かどうかを出版者自身で確認したうえで表記・作成をしてください。 ISBN の情報を含む記号ですが ISBN と役割が異なります。

なお、「書籍 JAN コード」を出版物に表記・印刷するためには書籍 JAN コードの管理管轄元である GS1 Japan に当センターを経由して登録が必要です。ISBN の取得料金とは別に、登録申請料と 3 年ごとの更新申請料がかかりますので以下詳細を確認のうえ使用してください。

B) 日本図書コード

ISBN の規格に **⑥分類記号（C コード）**と **⑦価格記号（本体（税抜き）価格の数値）**を付加した日本国内流通用の文字表現コードのこと。「書籍 JAN コード」の基となる記号。

日本国内市場向けの独自の規格として日本の出版業界の事情に合わせて「日本図書コード管理センター」がガイドラインを作成、表記基準を定めたもので、ISBN 国際標準ではありません。そのため、海外で販売する出版物には表記できません。

市販を意図しない（直販のみで販売するものなど）出版物に表記するかしないかは自由ですが、価格を設定しないものに表記はできません。また、電子書籍など、出版物本体から価格の読み取りが必要ないものへの表記も不要です。

⑥分類記号（C コード）と **⑦価格記号（本体価格の数値）**の設定は出版者自身で行います。設定方法の詳細は次の [3-2 P.23](#)で説明します。

例

ISBN978-4-949999-16-8, 分類記号 3000, 本体価格 2,000 円の日本図書コード

	①GS1 プリフィックス	②国記号	③出版者記号	④書名 記号	⑤チェック 数字	} ISBN 部分
I S B N	9 7 8	- 4 -	9 4 9 9 9 9	- 1 6 -	8	
C 3 0 0 0	¥ 2 0 0 0 E					
⑥分類記号	⑦価格記号					

2 GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）

流通業とその関連業界のシステム化に不可欠な GTIN（JAN コード）をはじめとした各種識別コードやバーコードなどの標準化を推進する機関。流通標準に関する国際機関である GS1（ジーエスワン）に日本代表機関として加盟している。

C) 書籍JANコード

日本図書コードを JAN コードの体系に組み入れ、2段のバーコードで表示したもの。1990年3月に GS1 Japan と出版業界が合意して制定された出版物用の JAN コードであり、一般の商品に表示されている JAN コードとは異なるものです。国内流通時、主に取次・書店流通において、送品時等の自動読み取りや POS システム等で活用されています。

表記使用するためには日本図書コード管理センター経由で GS1 Japan に登録申請が必要（3年ごとの更新登録制）であり、書籍 JAN コードを表記した書籍を所持している間は3年ごとに登録申請料がかかります。出版物ごとに登録するものではなく、ISBN を取得した出版者単位で登録をするものです。

例

表4に日本図書コードとそれを JAN シンボルで表記した例

表4（左開きの例）



3-2 日本図書コードを作成する

最終的に書籍 JAN コードを作成するためには、まず、ISBN から「日本図書コード」を作成しなければなりません。日本図書コードは ISBN に以下の要素を加えて作成します。

⑥ 「分類記号」(Cコード)

「C」（「Category」や「Classification」という意味）に続く4桁の数字。1桁目は「読者対象」、2桁目は「発行形態」、3桁目（大分類）と4桁目（中分類）はどんな「分野と内容」の書籍かを表します。販売管理、売上分析、特に、書店や図書館での陳列場所のガイドラインとして使われます。どの分野の棚に置いてもらいたいかを想定して、出版者自身が最も適当と判断する分野を選定してください。

作成に当たっては「分類記号（Cコード）一覧表」、およびホームページに掲載の「分類記号・各コードの内容解説・注意事項」をご覧ください。

■分類記号（Cコード）一覧表

1桁目から4桁目のコードを下記一覧表より作成してください。書店や図書館の配架の参考となるものです。

「分類記号・各コードの内容解説・注意事項」はホームページをご覧ください。

【1桁目】

販売対象	コード	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	内容	一般	教養	実用	専門	検定教科書 消費税非課税品	女性	学参 I (小中学生対象)	学参 II (高校生対象)	児童 中学生以下対象	および ムック 雑誌 コミックス

【2桁目】

発行形態	コード	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	内容	単行本	文庫	新書	全集・双書	ムックその他	辞典・事典	図鑑	絵本	電磁的記録媒体 など	コミックス

【3桁目 / 4桁目】

内容（3桁目：大分類 4桁目：中分類）
全集・双書（シリーズ）は一点ごとに主題に合わせた分類を設定する。空白の部分はリザーブコードなので使用禁止。

大分類		中分類									
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	総記	総記	百科事典	年鑑誌		情報学					
1	哲学	哲学	心理学	倫理学		宗教	仏教	キリスト教			
2	歴史	歴史	日本史	外国史	伝記譜系		地理	旅行			
3	社会科学	社会科学	政治学	法律	経済学	経営		社会	教育		民族習
4	自然科学	自然科学	数学	物理学	化学	天文学	生物学		医学		
5	工学・工業	工学	土木	建築	機械	電気	電子	海兵	採掘	各工	種業
6	産業	産業	農林業	水産業	商業		交通				
7	芸術	芸術	絵画	写真	音楽	演劇	体育	諸芸	家事	生活	コミック
8	語学	語学	日本語	英米語		ドイツ語	フランス語		各国語		
9	文学	文学	日本文学	日本文学	日本文学		日本文学		外国文学	外国文学	その他

⑦「価格記号」

「¥」（円記号）に続く最大5桁の数字と「日本図書コードはここまで」という、記号の終点を表す「E」（「End」という意味）で表される。最大5桁の数字部分は出版者が指定するそれぞれの書籍出版物の小売価格の税抜き価格（以下、本体価格）を表記します（書籍JANコードの添え字の価格記号部分は必ず5桁表記）。本体価格を設定するのは、税率改定の都度訂正印刷を行うことを防ぐため、出版業界の取引は本体価格であることからです。そのため、書店のPOSレジでも、日本図書コードの価格記号に設定されている本体価格の数値に税額を加算するシステムとなっています。

税率の端数処理は書店などの小売店により異なるため、端数処理の出ない本体価格の数値を設定することをおすすめします。

価格を設定するものに表記する記号ですが、あくまで記号としての価格であり、消費者に価格を示すものではありません。

〈注意事項〉

- ・当該書籍の本体価格が10万円未満の場合は、¥で始め5桁以内で示します。
例 ■ 本体価格 25,000円の場合 ⇒ ¥25000E
- ・4桁以下の場合、頭に0を入れる必要はありません。
例 ■ 本体価格 2,500円の場合 ⇒ ¥2500E
- ・本体価格が10万円を超えるものは、00000（0を5桁）と示します。
例 ■ 本体価格 101,000円の場合 ⇒ ¥00000E
- ・非再販本（出版者が価格を設定しないもの）は、00000（0を5桁）と示します。
例 ■ 必ず0の5桁表記 ⇒ ¥00000E

★価格設定についての注意事項

P.42「第4章4.【重要】出版物本体に表記する消費者（購読者）向けの価格表示について」もご覧ください。

・非再販本とは

日本において出版物（書籍・雑誌・新聞）は、「再販行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）2条第9項の不正な取引方法」の除外規定となっており、出版者と流通業者の間で「再販売価格維持契約」のもと販売される出版物については価格を出版者が決定し「定価」とすることができます。非再販とはこの除外規定によらず、出版者が価格を設定せずに流通させる出版物を指します。

詳しくは日本書籍出版協会のホームページ（再販制度について）および独占禁止法の条項をご覧ください。

・消費者に示す価格表記および消費税の総額表示について

定価販売に関する表記方法についてはトラブル防止のため、必ず日本書籍出版協会のホームページをご覧ください。また、消費税総額表示の対応についても同様に日本書籍出版協会のガイドラインをご覧ください。

日本書籍出版協会ホームページ

- ・再販制度 (<https://www.jbpa.or.jp/resale/>)
- ・消費税 (<https://www.jbpa.or.jp/guideline/various.html#sougaku>)

3-3 書籍JANコードを作成する

3-2で日本図書コードが作成できたらその記号の数値をもとに「書籍JANコード」が作成できるようになります。書籍JANコードは2段のバーコード（JANシンボル）で表され、書店や取次会社などの販売・流通の現場において、POSレジのスキナや光学読み取り機器により、ISBNを含む「日本図書コード」の情報を識別します。

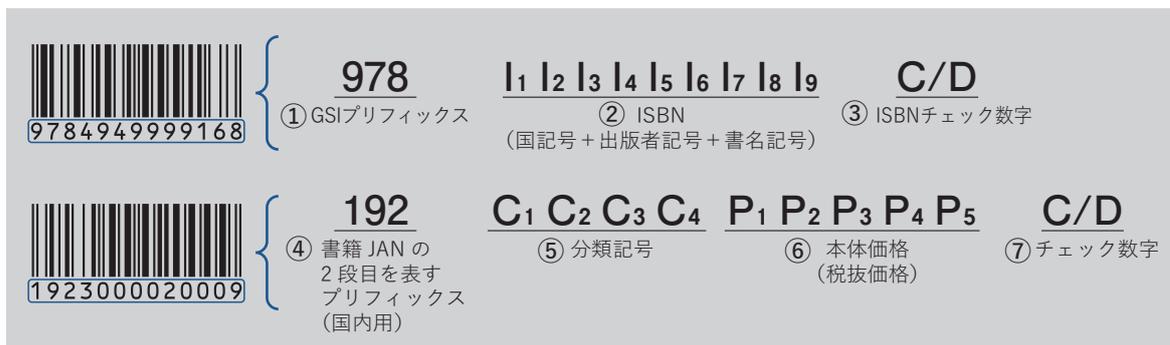
書籍JANコードは複数の線（構成する線の最小単位を「モジュール」といいます）で表現される記号ですが、その太さや線の間隔には厳密な規定があり標準化されています。また、流通の現場における自動送品システムなどにおいても正確な読み取りを実現するために、表記方法や位置、印刷条件も当センターと取次会社などの流通業者間で取り決めがなされています。

よって、本書で定める規定どおりに表記しなければ情報を正しく読み込むことができず、流通上の事故につながります。そのためフリーソフトなどではなく、JANシンボル生成とバーコードフィルムを製作できる印刷業者等に発注して作成することを強く推奨しています。

下記に書籍JANコードの仕組みの詳細を記載しますが、書籍JANコード作成にあたって印刷業者等に渡す必要な情報は「日本図書コード」です。

なお、書籍JANコードを表記するためにはISBNの使用とは別に当センターを介してGS1 Japanへの登録手続きが必要です。ISBNの出版者登録だけでは使用することはできません。登録手続きについては第6章2 P.51～で説明します。

図：書籍JANコードの構成



書籍JANコードは、2段のバーコードで構成されており、1段目は「978」から始まる「国際標準コードのISBN」を表します。2段目は「192」から始まり、日本独自の「分類記号」と「本体価格」を表わしています。

1段目

- ① GS1 プリフィックス
- ② ISBN (国記号 + 出版者記号 + 書名記号)
- ③ ISBN (チェック数字)

2段目

- ④ JANシンボルの2段目を表すプリフィックス (GS1プリフィックス)
- ⑤ 分類記号
- ⑥ 本体価格 (1円単位の税抜価格)
- ⑦ 書籍JANコードのチェック数字

[⑦書籍 JAN コード (JAN シンボル) のチェック数字の計算式は下記の通りです。]

図書コード管理センターのホームページ「ISBNの検算」ページでも確認することが可能です。

$a = 192$ から始めるコードの奇数の桁の数字の合計 $\times 1$

$b = 192$ から始めるコードの偶数の桁の数字の合計 $\times 3$

$a + b$ の合計数字の下一桁の数字を 10 から引いた数字 (補数) がチェック数字

計算例

日本図書コード「ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E」から作成する⑦書籍 JAN コードのチェック数字の計算例

C3000 ¥2000E の数値を⑤と⑥に当てはめる。

$\Rightarrow 192 \underline{3000} \underline{02000} - \boxed{?}$ (チェック数字)

$a = 1 + 2 + 0 + 0 + 2 + 0 = 5 \Rightarrow 5 \times 1 = 5$

$b = 9 + 3 + 0 + 0 + 0 + 0 = 12 \Rightarrow 12 \times 3 = 36$

$a + b = 5 + 36 = 41$

$10 - \underline{1} = \underline{9}$ (チェック数字)

* 但し、 $a + b$ で算出した数字の下一桁が 0 の場合は、チェック数字を 0 とする。

* 日本図書コード管理センターホームページ「[ISBNの検算](#)」でも確認できます。

★書籍 JAN コードの作成について

必ずJANシンボル生成とバーコードフィルムを製作できる業者に発注して作成してください。

費用・日数、データの受け渡し方法については個々にお問い合わせ下さい。

参照：GS1 Japan ホームページ

https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/list_barcode.pdf

〈注意事項〉

- ・当センターにおいてバーコードの読み取りチェック等のサービスは提供していません。
- ・作成した書籍JANコードは、実際に正しく読み取れるかなど、バーコード検証機で印字品質やコントラストなど様々な要素を確認する必要がありますので業者に発注して作成してください。
- ・上記検証済みであることを確認の上、規定に従い出版者の責任において出版物に表記・印刷してください。フリーソフトなどで作成し流通上の不都合が生じた場合は、出版者の責任で対処してください。
- ・書籍JANコードは「日本図書コード」の情報を読み取るためのバーコードシンボルです。
- ・添え字はバーコードシンボルが読み取りできなかったときのために使用します。
- ・書籍JANコードの構成要素であるGTIN-13についての詳細はGS1 Japanのホームページをご確認ください。
- ・書籍JANコードの作成が可能な業者については、上記GS1 Japanのホームページをご参照ください。当センターで斡旋はしていません。

3-4 日本図書コード、書籍JANコードの詳細と作成手順・注意事項 まとめ

■ ISBN978-4-949999-16-8 本体価格 2,000 円とした書籍の例

手順1: コードリストで未使用のISBNを確認し、使用するISBNを決める。

2022年3月31日
PAGE:2

*** 13桁コードリスト ***

出版者記号 : 949999
出版者名 : 一般社団法人 日本出版インフラセンタ
— 日本図書コード管理センター

ISBN	分類コード	価格コード	書名
978-4-949999-00-7	C 3000	¥ 1,000 E	ISBN利用の手引き
978-4-949999-01-4	C 3000	¥ 1,000 E	ISBN利用の手引き 第2版
978-4-949999-14-4	C 3000	¥ 2,000 E	ISBN・日本図書コード・書籍JANコード利用の手引き
978-4-949999-15-1	C 3000	¥ 2,000 E	ISBN・日本図書コード・書籍JANコード利用の手引き 第2版
978-4-949999-16-8	C 3000	¥ 2,000 E	ISBN(国際標準図書番号) および日本図書コード・書籍JANコード利用の手引き
978-4-949999-17-5	C	¥	E

使用済みISBN (978-4-949999-00-7, 978-4-949999-01-4, 978-4-949999-14-4, 978-4-949999-15-1)

今回使用する未使用ISBN (978-4-949999-16-8)

手順2: 手順1で決めたISBN「978-949999-16-8」と、「分類記号」と「本体価格」を下記に当てはめて日本図書コードを作成、印刷所に書籍JANコード（JANシンボル）を発注する。

ISBN978 — 4 — N₁N₂N₃N₄N₅N₆ — M₁M₂ — Q

GS1 国記号 出版者記号 書名記号 チェック数字

CXXXX ¥YYYYYYE

分類記号 価格記号
(税抜価格)

} 今回使用する ISBN を 当てはめる。

「分類記号」XXXX ⇒ P.24一覧より決定する ⇒ C3000 (3専門・0単行本・00総記 (出版))
「価格記号」YYYYYY ⇒ 本体価格 (税抜価格) を決定する ⇒ 2,000円

↓

ISBN978 - 4 - 949999 - 16 - 8
C3000 ¥2000E

} 印刷所に渡す
日本図書コードの数値

手順3: 手順2で作成した日本図書コードをの数値を下記に当てはめて、書籍JANコード (JANシンボル) の添え字を確認する。

<u>978</u> GSI プリフィックス	<u>I₁ I₂ I₃ I₄ I₅ I₆ I₇ I₈ I₉</u> ISBN (国記号 + 出版者記号 + 書名記号)	<u>C/D</u> チェック数字	
<u>192</u> 書籍 JAN の 2 段目を表す プリフィックス (国内用)	<u>C₁ C₂ C₃ C₄</u> 分類記号	<u>P₁ P₂ P₃ P₄ P₅</u> 本体価格 (1 円単位の税抜価格)	<u>C/D</u> チェック 数字

} 印刷所で作成される工程。

↓

978 494999916 8
192 3000 02000 9

<注意事項>

- ・ ISBN = 書籍JANコードではありません。書籍JANコードは「日本図書コード」をJANシンボルで表記したものです。その中にISBNの情報を含まず。
- ・ 書籍JANコードのJANシンボルは「日本図書コード」をもとに出版者自身がJANシンボルを作成できる印刷所等に発注し作成してください。
- ・ 書籍JANコードの表記をする際は、日本図書コード管理センター経由でGS1 Japanへ「登録」、また表記が不要となった場合は、「登録取消」の手続きが必要です。手続きを行わなかった期間の申請料は累積されます。
- ・ JANシンボルの表記規格詳細はP.32 第4章 2.およびGS1 JapanのHPをお読みください。
- ・ 書籍JANコードを使用する出版者は、日本図書コード管理センター経由でGS1 Japanに登録の手続きが必要です。「書籍JANコード」と「GS1 事業者コード」は別のコードです。
- ・ 書籍JANコードは「日本図書コード」の情報を読み取るためのバーコードシンボルのことです。
- ・ 価格記号（本体価格の数値）についての注意
本書で示している価格は消費者に価格を示すためのものではありません。あくまで「日本図書コード」および「書籍JANコード」を作成するため、数値として記号に設定するものです。消費者へ価格を示すための価格表記についての規定は日本書籍出版協会のガイドラインをご覧ください。
日本書籍出版協会：[\(https://www.jbpa.or.jp/\)](https://www.jbpa.or.jp/)

第4章 ISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードを出版物へ表記する

1. ISBNの奥付への表記

ISBNのみを付与する出版物、ISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードを表記する出版物の表記箇所にはそれぞれ規定があります。

いずれの場合でもISBNはすべての元となる記号であり、国際規約においても必ず出版物本体へ表記することが定められています。市販品、非売品、紙の出版物、電子書籍など、頒布方法や出版物の媒体にかかわらず、ISBNを付与するすべての出版物本体へISBNの記載は必須です。

そこで、日本においては「奥付」といわれる出版物の出所を表示する箇所に記載することをお願いしています。

ISBNと登録出版者名および連絡先以外の記載は出版者の任意ですが、いわゆる製品情報表示に該当する箇所であり、書店や取次会社、図書館なども奥付もしくはそれに該当する箇所の表記情報をもとに出版物の情報をデータベースに登録したり、仕入れ情報を作成する重要な個所です。また、これら流通先や購読者が出版物についての問い合わせをする際、「どこの誰に」連絡すればよいのか、ということを念頭に記載をしてください。

奥付の役割は、ISBNの役割と同様に「どこの誰が出版した⇒④⑤」、「何という出版物⇒①⑧」ということがわかるようにするためです。

以下は「奥付」に該当する箇所に表示する標準的な内容です。表記例は本書の巻末を参照のこと。

- ① 書名
- ② 著者名
- ③ 発行日
- ④ 発行所
- ⑤ 発行所連絡先
- ⑥ 発行人
- ⑦ 発売者
- ⑧ ISBN
- ⑨ コピーライト（著作権）表記（©表記）
- ⑩ 無断複製禁止等の注意書き

①書名

タイトル。「版」を変える場合は版表記までをタイトルとして記載してください。

②著者名

編著、監修、翻訳なども記載します。「著者」を「著」と表記したり、「編集」「デザイナー」を記載するなど、表記名称や内容は出版者の任意です。ただし、権利関係を担保するものではありません。

③発行日

例 初版 第1刷 2025年4月1日など

④発行所（出版者（社）名）※

必ずISBNの出版者登録名称で記載してください。

⑤発行所連絡先

出版者の所在を明らかにする箇所です。ISBNの出版者登録をした連絡先を必ず記載してください。

出版物の注文窓口などが別途ある場合はここに併せて記載してください。

⑥発行人

記載は任意です。発行所の責任者（出版会社の代表者名）などを記載する箇所です。

⑦発売者※

発行者と発売者（流通の責任を担う方）が異なる場合は連絡先等を記載してください。

⑧ISBN**⑨コピーライト**

記載は任意です。著作権表記©など、必要に応じて記載してください。ただし、権利関係を担保するものではありません。

⑩無断複製禁止等の注意書き

記載は任意です。必要に応じて記載してください。出版物を2次利用されたい方などへ、権利情報や利用方法を示す箇所として使用してください。ただし、**②⑨同様、記載することで権利関係を担保するものではありません。**

〈注意事項〉

- ・ **①書名、④発行所、⑤発行所連絡先、⑧ISBN**の記載は必須です。
- ・ ①～⑩の順番は出版者の任意です。
- ・ 非売品や流通を意図しない出版物の場合は、本体の奥付もしくは奥付に該当する箇所にISBNを表記してください。
- ・ 流通を意図しない出版物へ「日本図書コード」の記載は不要です。ただし、表記するかしないかは出版者の任意です。（例えば書店に分類記号を伝えたいという理由で表記することに問題はありません。ただし、頒価設定のないものに「日本図書コード」は作成できません。）
- ・ 奥付の記載位置についての決まりはありませんが、巻頭もしくは巻末の扉（表1裏、表4裏等）など、わかりやすい位置に記載をしてください。
- ・ ISBNは単なる識別子であり、権利関係は担保しません。⑧⑨⑩の奥付の表記によって権利関係を担保するものではありませんが、必要に応じて記載してください。
- ・ 当センターにおいて出版物の権利関係は管轄外です。著作権や出版契約等に関する内容は、文化庁 (<https://www.bunka.go.jp/>) または、日本書籍出版協会 (<https://www.jbpa.or.jp/>) のホームページをご参照ください。

※④発行所（出版者（社）名）の記載と⑦発売者の関係について

- ・ 発行者と発売者が異なる場合、それぞれの名称と連絡先を記載してください。
- ・ 複数の出版者が共同して発行する場合、書籍出版物に付与するISBNは、流通責任のある出版者が付与します。

2. 市販する出版物へのISBNと日本図書コード・書籍JANコードの表記

「日本図書コード」および「書籍JANコード」は、流通用の記号として所定位置に表記する必要があります。奥付に記載するISBNを含めた出版物の情報を記載するのは別に表記します。

特に2段のバーコードで表記する「書籍JANコード」は、POSレジ端末を始めとする光学機器（バーコードリーダー等）による読み取りが可能な諸条件を遵守しなければなりません。取次や書店などの流通業者間での取り決めでもあり、ルールを守っていただくことでスムーズな国内での書籍流通を可能とするものです。

このため、必ず以下のルールに基づき表記をしてください。ただし国内流通専用と示した通り、日本国内のみで通用する表記ルールです。

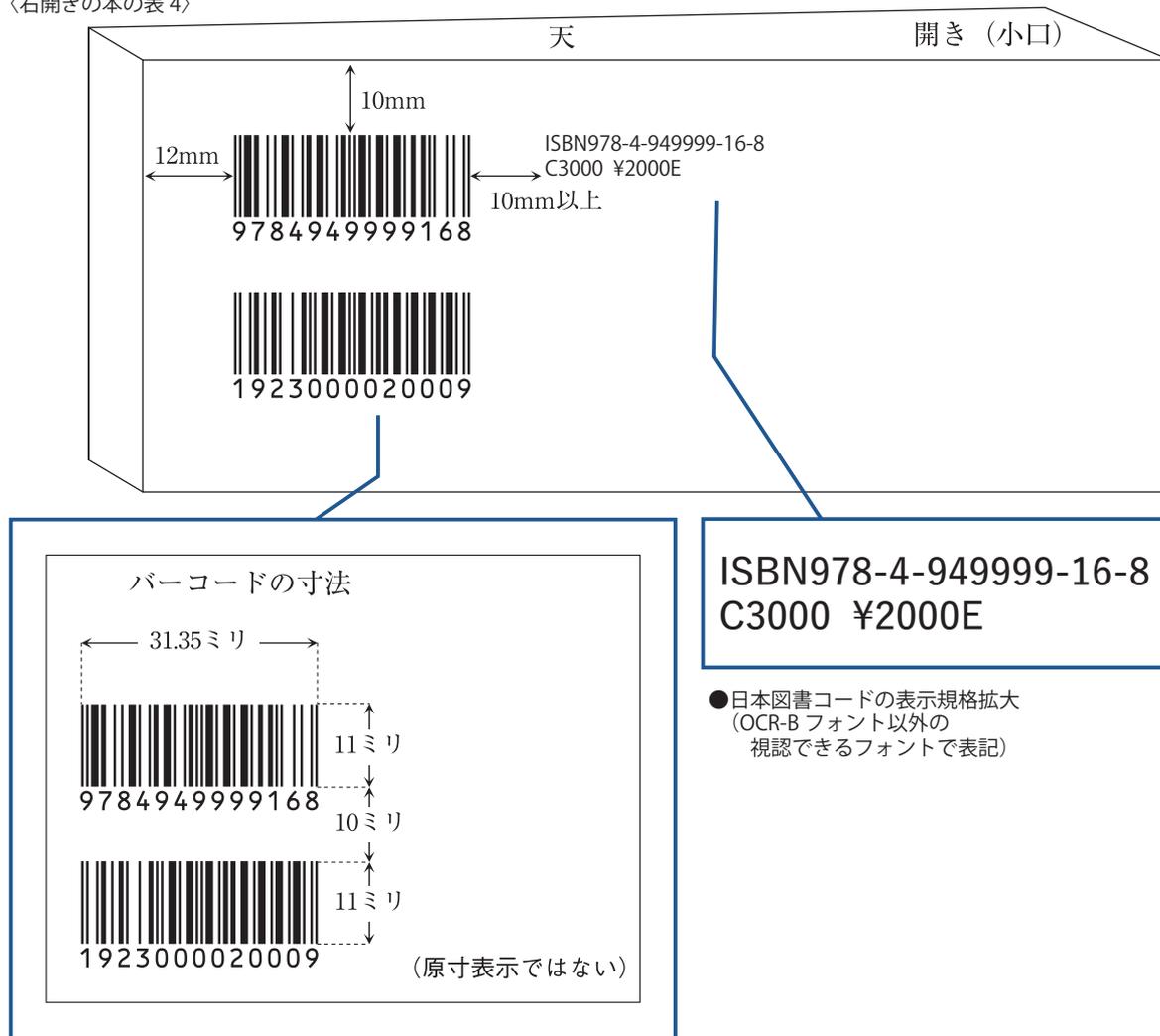
「日本図書コード」および「書籍JANコード」は、出版物本体の最も外側（裏表紙（表4）、カバーやブックケース）へ表記します。書籍JANコードは世界標準（GS1標準）に基づいた規格化がされています。また、国内の出版流通業界からの要請で、表記・印刷する位置と印刷条件は厳密に決められています。規定通りに作成せず、流通上支障が発生した場合はすべて出版者の責任となります。

2-1 日本図書コードおよび書籍JANコードの表記位置の規格

図：「ISBN978-4-949999-16-8」、

日本図書コード「ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E」の例

〈右開きの本の表4〉



●書籍JANコード表示規格拡大（原寸表示ではありません）

(1)「日本図書コード」(文字表現コード)の規格詳細

日本図書コードの文字表現コードは、人が目で見て情報を識別する目的で、書籍JANコードの端から10ミリ以上離れた位置にハイフン(-)をともなって、1列又は2列で表記します。

- ア. 書籍出版物のもっとも外側(裏表紙(表4))に「書籍JANコード」とともに表記する(カバーやブックケースがあれば、それが最も外側となる)。
- イ. 2列で表記する場合、2段目は分類記号(Cコード)から始める。
- ウ. 文字サイズは11級以上で表記する。
- エ. OCR-Bフォントは不可。それ以外のきちんと視認できるフォントで表記する(処理機器に不具合を起こす危険があるため)。
- オ. きちんと視認できれば刷り色や書体、背景色は自由(白抜きも可)。

(2)「書籍JANコード」(2段のバーコード)の規格詳細

出版物特有の少量多品種で大量の流通処理を正確、高速に行うためにGS1標準に基づき規格化されています。また、書店のPOSレジでの読み込み時や棚卸時、オンライン書店や取次会社等での自動送品の機械読み取りに適した表記位置としても規定されていますので、厳守してください。

- ア. 出版物の最も外側(裏表紙(表4))に「日本図書コード」とともに表記する(カバーやブックケースがあれば、それが最も外側となる)。
- イ. 表記・印刷は「白地にバーコードをスミ(墨)のせ」を原則とし、表記の位置は表4(裏表紙)の上部の左右いずれかの指定位置とする。[2-2 表記事例 P.34~](#)を参照のこと。
- ウ. バーコード下の添え数字は目視可能文字とし、OCR-BフォントでJISに準拠し作成のこと。
- エ. 印刷面にデザインなどで地色や絵柄がある場合は、規定に従って白地の窓あけをして表記する(赤や青の背景色上に表記したものは光学機器で読み取りできない)。
- オ. バーコードの記載・表示位置(裏表紙)
 - ・バーコードの始まり(端)まで、背(綴じ側)から12ミリ
 - ・バーコードのバー上端まで天から10ミリ
 - ・配置変更や拡大・縮小は不可

※媒体自体を光学機器に通す必要のない電子書籍等への表記は不要です。

※例は右開きですが、左開きの場合、左右の配置は逆になります。

★スリップについて

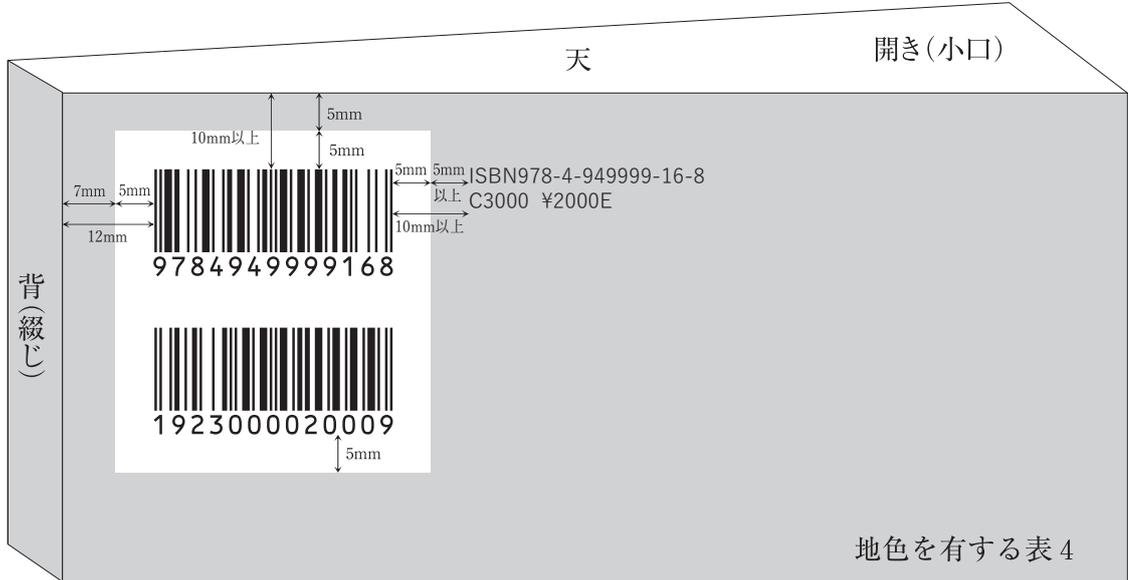
昨今の流通の簡素化により出版物に挟み込む「補充注文カード(スリップ)」の義務付けはありません。流通に支障がない中で、出版者の任意で要不要をご判断ください。

ただし、ISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードを表記する場合には、本書の規定を遵守し表記してください。

2-2 日本図書コードおよび書籍JANコードの表記事例

以下に基本的な表記例を提示します。万一該当しない事例の場合は当センターにお問い合わせください。ただし、サイズや表記位置の例外は原則認められません。

(1) 窓あけの事例



(原寸表示ではない)

(2) 天とじの事例



(原寸表示ではない)

(3) その他配置パターン事例

裏表紙の開きと綴じの関係で配置は変わります。

表4 右開き

 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E 9784949999168  1923000020009	 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E 9784949999168  1923000020009
 9784949999168  1923000020009 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E	 9784949999168  1923000020009 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E
 9784949999168  1923000020009 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E	 ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E 9784949999168  1923000020009

(原寸表示ではない)

表4 左開き

<p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>  <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p>	<p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>  <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p>
 <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p> <p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>	 <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p> <p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>
 <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p> <p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>	<p>ISBN978-4-949999-16-8 C3000 ¥2000E</p>  <p>9784949999168</p>  <p>1923000020009</p>

(原寸表示ではない)

(4) 表記事例でよくある質問

Q 帯に日本図書コードと書籍JANコードを表示してよいか？

A：帯は流通上はずれてしまうことがあります。必ずカバーもしくは書籍本体等の外装に表示してください。また、ISBNは必ず奥付（書籍本体）表記してください。

Q バーコードの色は何色でもよいか？

A：「白地にバーコードをスミ（墨）のせ」が原則です。それ以外はバーコードリーダーで読み取れない場合があるからです。

Q 白抜きは必要なのか？

A：「白地にバーコードをスミ（墨）のせ」が原則です。それ以外はバーコードリーダーで読み取れない場合があるからです。

Q デザイン上規定位置以外の表記は可能か？

A：規定位置は流通上の取り決めとなっています。規定以外の場所に表記をした場合、送品時の事故につながる可能性があります。

Q 書籍JANコードは一段目だけの表記だけでもよいか？また、横並びにしてもよいか？

A：書籍JANコードは上下2段一組で使用する規格となっており、それ以外は認められていません。

3. 特殊な出版物へのISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードの表記について

3-1 セット商品に対するISBN付与と日本図書コード・書籍JANコードの表記

表記方法および手順は以下の通りです。

(1) 複数巻で構成されている出版物で各巻を分売する場合（分売可の場合）

- ・各巻ごと、それぞれ異なる ISBN を付与し、奥付にも記載します。
- ・複数巻をセットケースに収めて流通・販売する場合は、セットケースに対しても全巻をカバーする新たな ISBN を付与します。
- ・流通上、日本図書コードと書籍 JAN コードの表記が必要な場合、分売する書籍各巻ごと、およびセットケース双方に、付与した ISBN から作成した日本図書コードおよび書籍 JAN コードを規定の位置に表記します。

(2) 複数巻で構成されている出版物を全巻セット揃いのみで販売する場合（分売不可の場合）

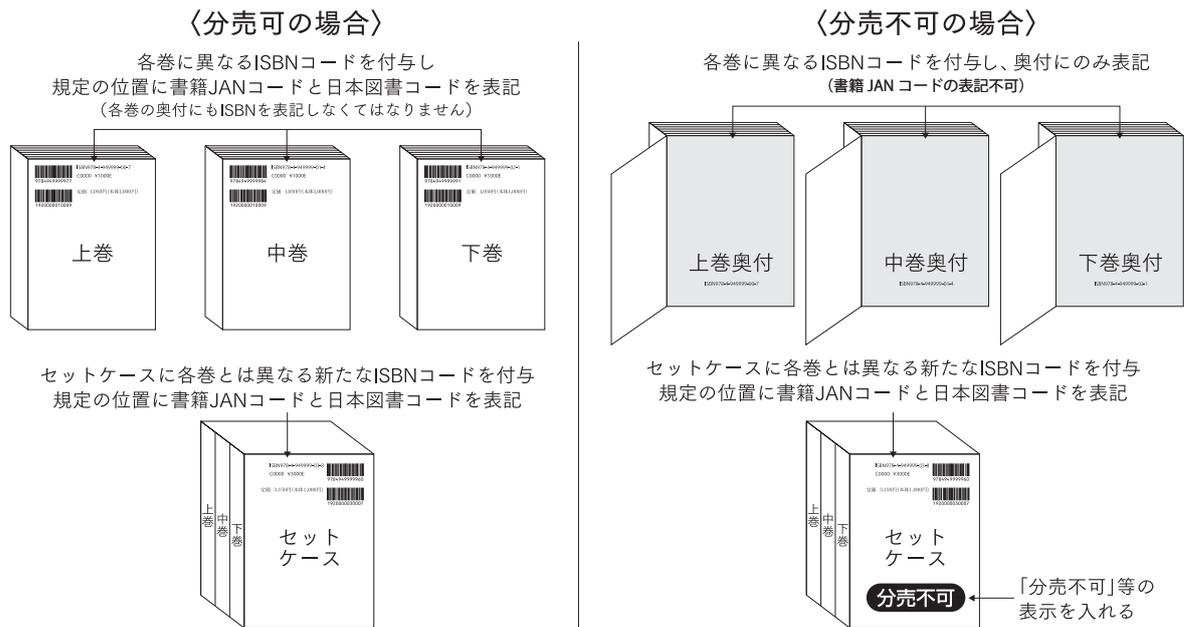
- ・各巻ごと、それぞれ異なる ISBN を付与し、奥付にも記載します。
- ・複数巻をセットケースに収めて流通・販売する場合は、セットケースに対しても全巻をカバーする新たな ISBN を付与します。
- ・流通上、日本図書コードと書籍 JAN コードの表記が必要な場合、セットケースにのみ、セットケースに付与した ISBN から作成した日本図書コードと書籍 JAN コードを規定の位置に表記します。
- ・セットケース外側に「分売不可」等の視認可能な表記をします。

※分売不可の場合、ISBN のみ各巻の奥付にのみ表記してください。各巻ごとに価格設定がないため日本図書コードと書籍 JAN コードの表記は不要です。

〈注意事項〉

- ・セット商品の形態については、流通上支障がないか、予め書店や取次会社等に確認してください。
- ・ケース以外の形式（特殊なラッピングなど）でセット販売をする場合でも、ケースに該当する外装への日本図書コードと書籍 JAN コードの表記は規定通りに行ってください。所定位置であればシール貼りなども可としていますが、流通途中で剥がれないことが前提です。

図：セット商品に対する ISBN コードの付与と表記の方法（書籍 JAN コードの表記を伴う例）



3-2 雑誌扱いコミックスとムックのコード表記について

ここでいう「雑誌扱いコミックス」と「ムック」はそれぞれ「雑誌コード」を持つ出版物であることが条件です。

コミックスの場合は雑誌コード「4XXXX - XX」又は「5XXXX - XX」を持つコミックス、ムックの場合は雑誌コード「6XXXX - XX」を持つムックを指しています。これらは、ISBNを付与対象とする出版物と同様に長期間にわたる流通（注文・送品・返品）に対応する必要があるため、「雑誌コード」に併せてISBNおよび日本図書コードと書籍JANコードの表記が必須となっています。

よって、雑誌扱いコミックス・ムックは、雑誌コードとISBNコード、および日本図書コードと書籍JANコード（2段バーコード）の4種類を併記します。

雑誌扱いコミックスとムックのコード表記の詳細については、雑誌コード管理センターホームページ、および同センター発行の「雑誌コード／定期刊行物JANコード登録とソースマーキングの運用の手引き」も参照してください。

万一該当しない事例の場合は当センターもしくは雑誌コード管理センターにお問い合わせください。ただし、サイズや表記位置の例外は原則認められません。

◆ 雑誌コード管理センター（問い合わせ窓口：(株)トーハン 雑誌仕入）

<https://jpo.or.jp/magcode/>

* 雑誌コード管理センターは、一般社団法人日本出版インフラセンターが、(株)トーハンに業務委託をし、運営している機関です。詳細は上記URLをご覧ください。

(1) 雑誌扱いコミックスに表記するコード

①雑誌コード……………例 4 XXXXX-XX (4 から始まる雑誌コード)

又は

例 5 XXXXX-XX (5 から始まる雑誌コード)

② ISBN ………………例 ISBN978-4-949999-16-8

③日本図書コード……………例 ISBN978-4-949999-16-8 C9900 ¥2000E

* Cコードの1、2桁目は必ず「99」を使用する。P.24 参照

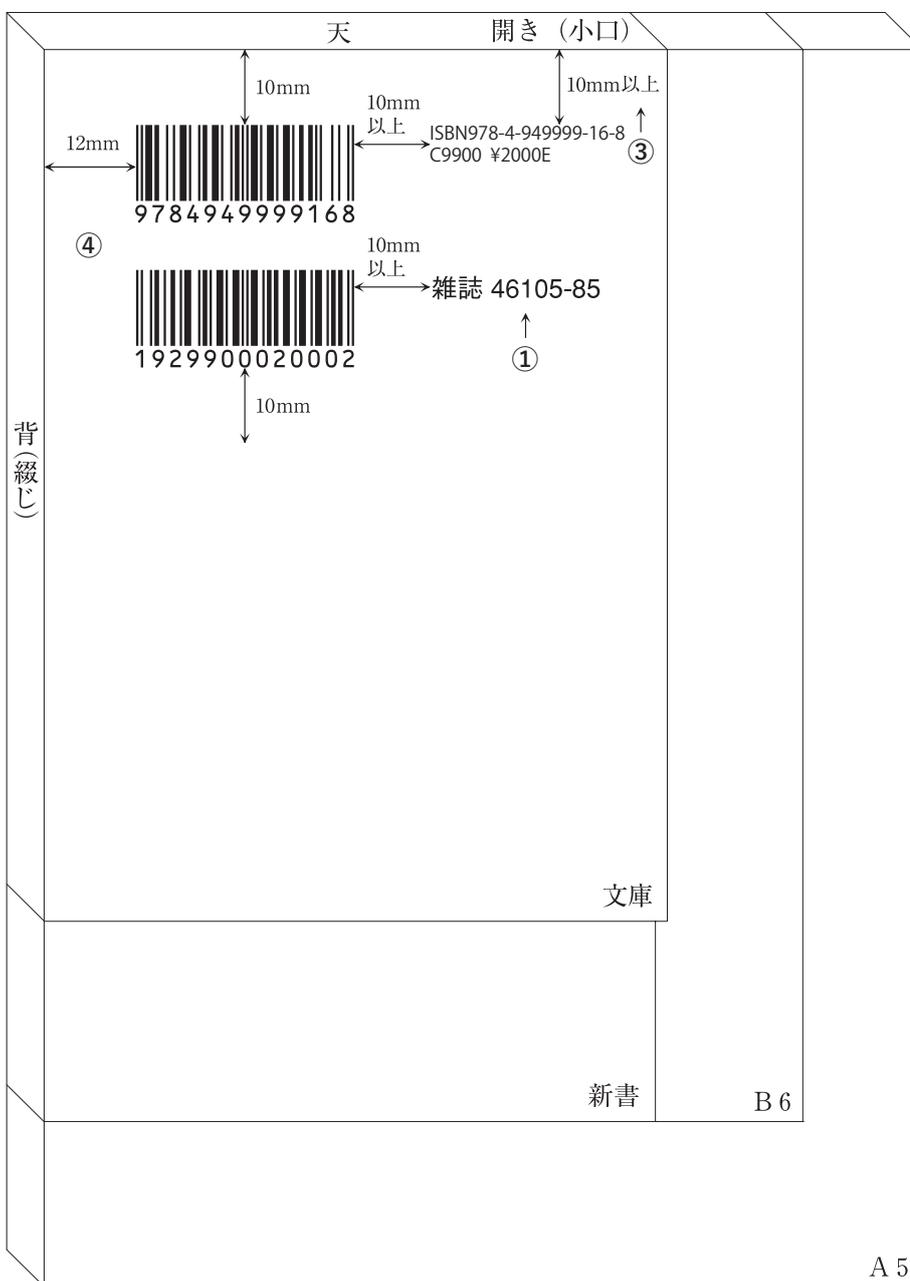
④書籍 JAN コード……………例 日本図書コードを2段の JAN シンボルで表現したもの

■雑誌扱いコミックスの表記事例

雑誌扱いコミックスの表4への書籍 JAN コードの印刷位置は背側上部です。

右開きコミックスと左開きコミックスでは印刷位置が異なりますので、ご注意ください。

例 右開きの例 (左開きの場合は左右反転)



(原寸表示ではない)

※② ISBN は奥付に該当する箇所に表記してください。

(2) ムックに表記するコード

①雑誌コード……………例 6XXXXX-XX (6から始まる雑誌コード)

② ISBN ………………例 ISBN978-4-949999-16-8

③日本図書コード……………例 ISBN978-4-949999-16-8 C9400 ¥2000E

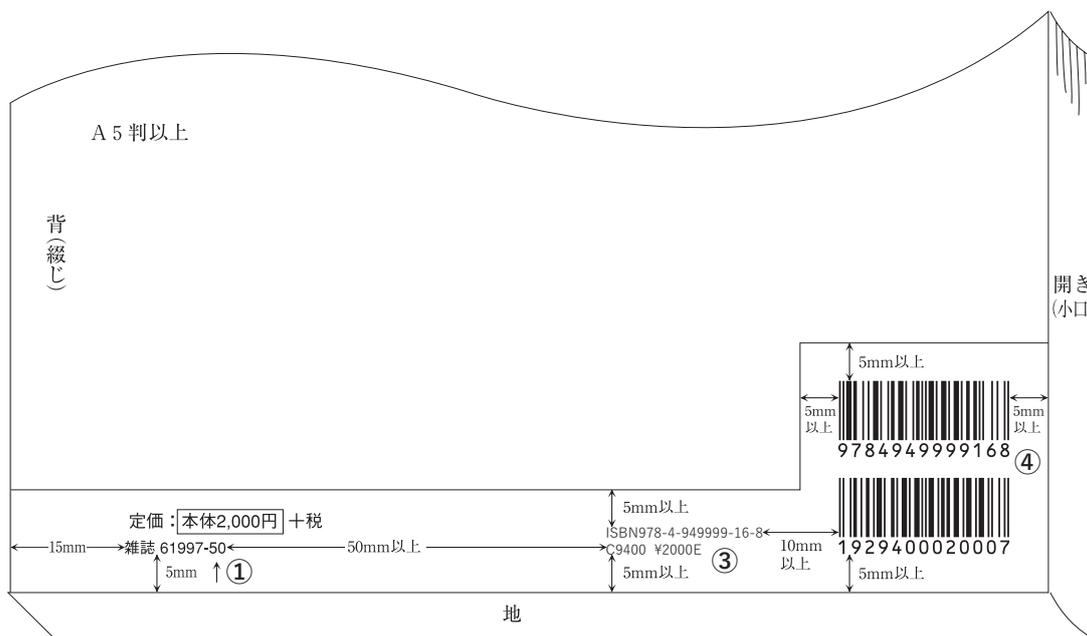
* Cコードの1、2桁目は必ず「94」を使用する。P.24参照

④書籍 JAN コード……………例 日本図書コードを2段の JAN シンボルで表現したもの

■ムックの表記事例

ムックの表4への書籍 JAN コード(2段のバーコード)の印刷位置は小口下部です。右開きコミックスと左開きコミックスでは印刷位置が異なりますので、ご注意ください。

例 右開きの例(左開きの場合は左右反転)



(原寸表示ではない)

※② ISBN は奥付に該当する箇所に表記してください。

3-3 輸出入する出版物についての表記

ISBNは国際標準コードのため、当センターから割り当てられたISBNを付与した出版物はそのまま輸出します。また、海外から輸入した出版物を日本市場で流通する際に、その出版物にISBNが付与されている場合にはそのままのISBNで国内流通をします。

出版物が何語で書かれているかは関係なく、発行された国で付与されたISBNをそのまま使用します。

(1) 輸出する出版物のISBNについて

ISBNは奥付に規定どおり記載してください。ただし、「日本図書コード」およびそれをJANシンボルで表現した「書籍JANコード」は日本独自規格です。表示があると現地の光学機器等の読み取りに不都合な場合や、流通先の地域の法令等に適合しない可能性もあります。輸出させる書籍への流通用記号の表記方法は、当該国の流通業者に直接相談してください。

- ア. 日本国内で販売するものと同一のものをそのまま輸出する場合 ISBNを変更してはいけません。
- イ. 日本国内で販売するものとは別に輸出版として別途製作し、装丁や中身を変えて発行したものを輸出する場合
 - ・タイトルに日本版、輸出版（版表記名は任意）等の表記を加え、異なる版としてそれぞれ別のISBNを付与します。輸出版に付与した日本のISBNのままに輸出します。
- ウ. 輸出専用出版物を製作し、海外のみで流通させる場合
 - ・販売市場がどこであるかにかかわらず、日本で発行した出版物には日本のISBNを付与します。

(2) 輸入する出版物のISBNについて

記載されているISBNのまま販売します（奥付に該当する部分が表紙裏等にあります）。現地規格のバーコード等が表記されている場合もありますが、それをそのまま流通して問題ないか、日本市場用の流通表記をどうするかは、流通させたい市場の書店や取次会社等に確認してください。

- エ. 輸入した出版物を原書の発行形態のまま日本国内で販売する場合
 - ・輸入した出版物本体に表記されているISBNを書き換えることはできません。原書に表記されているISBNのまま扱ってください。日本のISBNではありませんので日本図書コードおよび書籍JANコードを作成することはできません。流通用の表記は流通先に確認してください。
- オ. 発行元出版者との契約に基づいて、輸入書籍を日本向け（日本版）として日本国内で発行しなす場合
 - ・当該出版物に自ら取得した日本のISBNを付与します。その際は奥付などにリプリントであることが分かる原書の情報を奥付に記載するなど、購読者がわかるように工夫してください。判断があいまいな場合は、事前に当センターまでお問い合わせください。

★輸出入する出版物のISBNについて

- ・発行された国で付与されたISBNをそのまま使用、規定どおり奥付にISBNを表記します。
- ・海外市場で日本図書コードと書籍JANコードは使用できません。
- ・日本のISBN以外で日本図書コードと書籍JANコードの作成はできません。

4. 【重要】出版物本体に表記する消費者（購読者）向けの価格表示について

この手引きに記載している、日本図書コードと書籍JANコードに関する規定は、コード運用上の規則にすぎません。コードは消費者（購読者）に対して、その販売価格を提示するものではありませんので、別途「総額表示」（出版物の場合は主に定価表示）を考慮する必要があります。

そこで、消費者（購読者）へ向けた価格表示は日本書籍出版協会が公表する各ガイドラインを参考に出版物の最も外側のカバー又は表紙に表記してください。

■例■ 定価（本体価格2,000円＋税）

〈注意事項〉

- ・「定価」の文字を使う場合は、再販商品（出版者が小売価格を指定する）が対象です。
- ・非再販商品である場合は、「価格」「頒価」「希望小売価格」などと表記し、「定価」と表記してはいけません。
- ・「再販制度」（定価販売制度）の対象は独占禁止法第23条第4項の「著作物」6品目、書籍・雑誌・新聞およびレコード盤・音楽用テープ・音楽CDのことです。電子書籍は含まれません。

詳しくは日本書籍出版協会のホームページをご覧ください。

日本書籍出版協会ホームページ：<https://www.jbpa.or.jp/>

- ・再販制度 (<https://www.jbpa.or.jp/resale/>)
- ・消費税 (<https://www.jbpa.or.jp/guideline/various.html#sougaku>)

第5章 出版物を印刷・製本した後の出版者の責任

1. 出版者によるISBN付与後の運用と管理責任

1-1 ISBNおよび日本図書コード・書籍JANコードを付与した出版物に対する責任

ISBNの付与および日本図書コードと書籍JANコードの表記は、出版者自身で責任を持って実施していただきます。登録時にお渡しした「13桁コードリスト」(取得したISBNの一覧台帳)に、附番した出版物の書名を記入し、出版者自身で管理してください。

使用上のルールに準じない表記や運用をすると、出版者自身の責任で刷り直しや訂正をしなくてはならない事態を招きます。ISBNは国際標準であり流通上や書誌管理上において重要な番号です。間違った使い方をすると、流通先や購読者へ誤情報が伝わるなど、さまざまな支障をきたすことになります。本書および当センターホームページをよくご覧いただき正しい運用を行ってください。

特に注意すべき事項について以下に示しますので、印刷製本前・後に必ず確認し正しい表記をしてください。

- ISBNを付与しようとしている出版物はISBNの付与対象出版物ですか？⇒ [P.11,12](#)
- 使用するISBNは「13桁コードリスト」(登録時にお渡ししたISBNの一覧台帳)から未使用番号であることを確認しましたか？(重複使用していませんか)⇒ [P.18~20,50](#)
- 奥付に記載するISBNは「13桁コードリスト」と同じ番号になっていますか？区切りやチェック数字は合っていますか？⇒ [P.20,28,50](#)
- ISBNを付与した出版物を販売する場合、流通先に「日本図書コードと書籍JANコード」が必要かを確認しましたか？
- 奥付に記載したISBNと裏表紙(カバー)に表記する日本図書コードに組み込んだISBNは合っていますか？
- 日本図書コードと書籍JANコードは正しく作成、規定位置に表記されていますか？⇒ [P.32~](#)
- 書籍JANコードを表記する場合、登録料を納付していますか？または更新手続きを怠っていませんか？⇒ [P.51,52](#)
- 奥付に記載の情報に洩れはないですか？ISBNほか各箇所に表示する書名および版表記は統一されていますか？⇒ [P.30~](#)
- 奥付に記載する発行所連絡先(登録出版者情報)に変更はないですか？⇒ [P.31,48~50](#)
- 発行した出版物を国立国会図書館へ納本しましたか？⇒ [P.45](#)

★よくある質問について

[「よくあるご質問」](#)はホームページに掲載しています。

疑問点がありましたら当センターホームページ [「よくあるご質問」](#) をご覧のうえ、不明点はお問い合わせください。

日本図書コード管理センターホームページ：<https://isbn.jpo.or.jp/>

1-2 万が一、誤った使用や表記を発見した場合の対処

万が一、発行前、あるいは発行後であっても、ISBN および日本図書コード・書籍 JAN コードの誤った表記を発見した場合、または通告された場合には本書の規定に基づき、迅速に修正対応を行ってください。対応方法がわからない場合は必ず当センターにお問い合わせください。

エラーコードの連絡は取次への搬入手続き時や次頁で説明する国立国会図書館への納本後発見されることがあります。特に国立国会図書館にて発見された場合には当センター経由で登録出版者情報の連絡先に通告しますので、通告がありましたら速やかに修正対応を行ってください。

■よくある事例

ア. 以前使用した ISBN を重複使用してしまった。

⇒ 13 桁コードリストを今一度確認して未使用コードを付与し、修正内容を流通先に通知してください。

イ. 版を変えたのに ISBN を変えていなかった。

⇒ 13 桁コードリストを今一度確認して未使用コードを付与し、修正内容を流通先に通知してください。

ウ. ISBN のチェック数字を間違えてしまった。

⇒ 13 桁コードリストにはチェック数字までが記載されています。そのままの数値を表記してください。または、当センターホームページ内「ISBN の検算」ページにてチェック数字を確認し、修正内容を流通先に通知してください。

エ. ISBN の数値が欠落して 13 桁になっていなかった。

⇒ ISBN は必ず 13 桁となります。13 桁になっているか、区切りがあっているかを確認してください。

オ. 奥付の発行所表記をレーベル名で記載してしまった。

⇒ 必ず登録出版者名を記載してください。ISBN の登録出版者名と奥付の出版者名は同一でなくてはなりません。

〈注意事項〉

- ・当センターから国立国会図書館での納本情報に基づく問い合わせ等が入った場合には、必ず応答してください。応答しない場合、連絡が取れなかった場合には、連絡不能出版者として使用規約に基づき ISBN 不使用出版者（以後使用不可）とします。
- ・登録時にお渡しした 13 桁コードリストを紛失してしまった場合は、当センターホームページより再取り寄せが可能です。ただしあくまで台帳として使用するものであり、当センターにおいて未使用コードは把握していません。出版者自身で調査してください。
- ・ISBN の出版者記号部分を誤り、他者の出版者記号を使用した場合、その出版者の ISBN の 1 つが使用できなくなります。トラブル防止のため ISBN の表記確認は厳重に行ってください。万一事象が発生した場合は出版者が全責任を負います。

2. 国立国会図書館の納本制度について

「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国内で発行されたすべての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務づけられています。

納本された出版物は、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

「納本」には、取次会社を経由する方法と、出版者が直接行う方法とがあります。

国立国会図書館は、全国書誌作成機関として、法定納本制度に基づき納本された国内出版物と、納本以外の方法（寄贈、購入等）により収集した国内出版物および外国刊行日本語出版物を整理し、作成した書誌情報をインターネットで提供しています。ISBNは、国立国会図書館が作成する全国書誌データ等の標準的な書誌情報においても、重要な情報として記載され、書誌情報の識別、確認、管理等に役立てられています。

法定納本の送付先・お問い合わせ先は下記の通りです。

◆ 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

* 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45

〔民間出版物〕収集第一係

TEL 03-3581-2331（代表）（内線 24611）FAX 03-3504-1569

E-mail：nocho@ndl.go.jp

〔官庁出版物〕収集第二係

TEL 03-3581-2331（代表）（内線 24620）FAX 03-3504-1569

E-mail：s-kantyo@ndl.go.jp

★詳しくは国立国会図書館ホームページ内、「納本制度」をご覧ください。

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/deposit.html>

また、電子書籍・電子雑誌等のオンライン資料については、以下をご覧ください。

・オンライン資料収集制度（eデポ）

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/index.html>

3. ISBNを出版情報として登録するには

ISBN および日本図書コード・書籍 JAN コードを出版物に表記した後、それを当センターに届け出る必要はありません。登録時にお渡しした「13桁コードリスト」（取得した ISBN の一覧台帳）に附番した出版物の書名を記入し、出版者自身で管理してください。

ただし、書店の POS レジで管理してもらえようようにしたり、オンライン書店に出品したい場合、または、図書館のリファレンス情報として活用してもらいたい場合には出版者自身で出版物の情報を提供する必要があります。当センターに出版者登録をただけでは出版物の情報は検索できるようになりません。

ISBN を附番した後は商取引の段階となりますので、ISBN を附番した出版物を流通させたい場合には、いわゆる商品情報として ISBN と出版物情報（タイトルなど）を出版者自身で流通先に提供・登録してください。その際に必要な情報についても出版者自身で確認してください。

■ ISBN とともに出版物情報を提供したほうがよい機関の例

- ア. 公共図書館等
- イ. 販売会社（取次会社等）
- ウ. 書店（オンライン書店含む）等、出版物を販売させたい小売店

★「出版情報登録センター（JPRO）」について

出版情報登録センター（JPRO）は、日本図書コード管理センター同様、JPO に所属する組織で、出版社から出版物（雑誌、電子書籍も含む）の刊行情報の登録を受け、利用者に配信し、書誌情報データベース「Books」にて一般読者に提供する等の業務を行っています。出版情報登録センターに出版物の情報を登録することで上記ア・イ・ウをはじめ、情報を必要とする機関に一括して情報を提供することができる仕組みです。サービスの利用は有償です。

詳しくは JPRO 出版情報登録センターのホームページをご覧ください。

<https://jpro2.jpo.or.jp/>

第6章 使用にあたって ～各種手続き・登録料金について

1. ISBNを使用するには～出版者登録について

1-1 ISBNの新規取得

日本図書コード管理センターに出版者登録をし、ISBNの割り当て（「出版者記号」の割り当て）を受けるためには、まず登録要件の確認をしたうえで日本図書コード管理センターのホームページから新規取得の申請をしてください（[「ISBNの新規取得」](#)）。

登録後は「ISBN出版者記号の登録票」、「受領確認依頼書」が発行、登録住所に郵送されます。また、登録したメールアドレス宛にも『新規出版者記号 発行のお知らせ』として、「ISBN出版者記号の登録票」「13桁コードリスト」を添付したメールをお送りしますので[「申請の流れ」](#)を確認のうえ、対応してください。これらは登録住所および登録メールアドレスの確認審査を兼ねていません。対応不可の場合申請が取り下げとなりますのでご注意ください。

(1) 登録要件の確認

ISBNを取得し、出版者登録が可能かの要件を下記および、[当センターホームページ](#)にて確認してください。

「ISBN取得および書籍JANコード登録を検討する際の判断基準」

- ご自身で出版活動（発行する出版物のISBNの管理、編集、頒布・販売）をされますか？
- 所在（住所・電話番号）を公開できますか？（個人・法人問わず連絡先情報は国際的に公開されます。）
- 出版するものは製本をした冊子体の出版物もしくは電子書籍ですか？⇒ [P.11 第2章](#)
- 広く頒布・販売を目的としていますか？（非売品を含みます）

なお、ISBNの使用登録が可能な「出版者（出版社）」の条件は以下となります。

- ア. 個人・法人・団体を問わず、ISBNの管理・編集自ら出版物を発行・頒布する活動を行う方、責任を負える方であること。
- イ. 日本国内に活動拠点（出版業務を行うための事業所、事務所、発行場所）があること。
- ウ. ISBNおよび書籍JANコード（必要な場合）の使用に際し、[「ISBNコード/日本図書コード使用規約」](#)、[「書籍JANコード使用規約」](#)に同意をし、遵守できる個人・法人・団体であること。
- エ. すでに登録済みの出版者名と同一の名称でないこと。
- オ. 出版者登録が初めてであること。同時に使用するために1つの出版者が複数の出版者記号を取得することはできません（追加記号の場合を除く）。

〈注意事項〉

- ・単に編集・デザインや制作を受託する者、印刷や製本などを受託する者、発売・販売・流通のみを受託する者などが登録申請をすることはできません。
- ・業務受託者等による代理申請・登録はできません。(身体的に不自由があり書面の記入やWEBの操作、電話での対応に支障のある方を除く)
- ・使用規約第6条により登録出版者情報は国際本部にも登録され、ホームページでも公開されます(名称、住所、電話番号、URL、活動状況)。この公開情報を提供(登録)いただける方であることも条件となります。
- ・ISBNは所在を明らかにすることで規格の信用性を担保しているため、登録出版者の連絡先は、出版活動を行う主たる事業所で、同時にISBN管理者が常駐する場所・連絡先を登録いただきます。登記上のみの住所やバーチャルオフィス、転送サービス等で担当者が直接対応できないものは登録できません。
- ・登録名称は法人名称、屋号、個人名いずれでも構いませんが登録後の変更はできません(法人の場合は正式法人名称で登録することを推奨します)。
- ・一個人・法人・団体で登録できる出版者登録は1つだけです(追加時を除き、複数の出版者記号を持つことはできません)。
- ・出版者記号を貸与または譲渡することはできません(出版者名称の変更ができないため)。そのほか登録時に「[よくあるご質問](#)」はホームページにも掲載していますので参照してください。

(2) 新規申請時に必要な情報

登録に必要な主な情報は以下です。

ア. 出版者名(カナヨミ・英文名)

出版者名称は出版者記号と密接にリンクする登録内容の中で最も重要な項目です。流通上や出版物の発刊情報の管理上、取引情報等の信頼性を保持するための重要な要素として扱われます。以下を注意のうえ名称を決定・登録してください。

- ・登録後の変更は原則できません。
- ・すでに登録済みの出版者名と同一の名称は登録できません。
- ・法人名、個人名、あるいは屋号での登録を妨げませんが、公開情報となります。
- ・漢字・ひらがな・カタカナ・英文・登記上使用可能な記号等を使用した登録も可能ですが、システム上登録できる文字に限ります。特殊な場合はお問い合わせください。
- ・国際本部へも登録のため、英文表記での名称登録も必要です。

※登録済み出版者の確認や、公開される情報については、当センターホームページ「[登録出版者の照会](#)」をご覧ください。

イ. 法人名

運営者が法人の場合は法人名・団体名。

ウ. 出版者所在地

実際に出版活動を行う場所、郵便物が送達できかつ受領できる住所。登記上のみの住所やバーチャルオフィス等は不可。

※発行事業所のポスト・表札・看板などに「出版者名」を明確に表示してください。

エ. 電話番号

実際に出版者と直接話ができる番号であること(登録住所と紐づいている番号)。転送電話、IP電話、携帯電話も可。ただし、代行サービスやフリーダイヤル等出版者が直接対応しない電話番号は不可。

- オ. ファックス番号
ある場合
- カ. URL
出版者独自のホームページがある場合。他社 EC サイトや SNS は不可。
- キ. 販売・頒布方法および受注受付先
取次経由書店販売、書店直卸、読者直販、ネット販売、その他小売店販売、会員頒布、非売品等
- ク. 管理担当者情報（担当者名・部署・連絡先）
実際に ISBN および書籍 JAN コードの申請手続きを行う方。申請時にお届けいただく「ISBN 管理者」ならびに書籍 JAN コード登録申請時にお届けいただく「コード管理担当者」が管理担当者にあたります。
- ケ. 出版物の発行形態
紙媒体・電子媒体等
- コ. ISBN 出版者記号の希望桁数
新規で取得できる出版者記号は、6 桁・7 桁・8 桁（シングルコード）のいずれかです。
※出版者記号の桁数に関しては [P.16,18](#) をご確認ください。
- サ. 書籍 JAN コードの登録申請もする場合は前年度の紙媒体の出版物の売上高

〈注意事項〉

- ・ア、ウ、エ、カ、キは、[当センターのホームページ「登録出版者の照会」](#)に公開されます。
- ・ア、ウ、エ、カは[国際本部のホームページ](#)にも公開されます。
- ・ISBN出版者記号申込みと同時に、上記の情報を公開することについて同意を得たものとみなします。

(3) 申請の流れについて

申請の流れ、手続きにかかる期間は下記当センターホームページをご覧ください。

https://isbn.jpo.or.jp/doc/shinsei_flow.pdf

(4) 申請料について

申請料については当センターホームページ「料金表」をご覧ください。料金は前納制です。

https://isbn.jpo.or.jp/index.php/fix_about_8/

1-2 ISBNの追加取得

現在使用中の出版者記号の書名記号付与可能枠が満数になるときは、新たな出版者記号の取得申請を当センターホームページより行ってください（[「ISBNの追加取得」](#)）。申請および登録後の流れは [P.47「1-1 ISBNの新規取得」](#)と同様です。

〈注意事項〉

- ・現在使用中の出版者記号が持つ書名記号枠を使い切ることが確実になる前に申請はできません。
- ・追加で取得できる出版者記号は、現在使用している桁数もしくはそれよりも上の桁数のみとなります（7桁を使用中の場合は7桁もしくは6桁の追加取得を申請できます）。
- ・登録情報の変更や未納料金等がある場合は先にそれらの手続きを行っていただきます。
- ・お申込みのタイミングやご不明点はお問い合わせください。

(1) 申請の流れについて

申請の流れ、手続きにかかる期間は下記当センターホームページをご覧ください。

https://isbn.jpo.or.jp/doc/shinsei_flow.pdf

(2) 申請料について

申請料については当センターホームページ「料金表」をご覧ください。料金は前納制です。

https://isbn.jpo.or.jp/index.php/fix_about_8/

1-3 登録情報の変更

移転や管理担当者の変更等、本章「1-1 ISBN の新規取得」で登録した出版者情報に変更が生じた場合は必ず当センターホームページより申請を行ってください（[「登録情報の変更」](#)）。

〈注意事項〉

出版者名称の変更は原則できません。ただし、例外的に下記の場合、ご相談をお受けすることがありますのでお問い合わせください。

- a) 法人であって正式法人名称で登録している前提で、単なる商号変更または、合併・分割による商号の変更があった場合
- b) 法人が法人であることをやめ、商号をそのまま屋号とし、出版活動を続ける場合
- c) 屋号登録の出版者が屋号を変えずに法人化し、登記した場合
- d) 自治体および自治体に属する公的組織であって、自治体公認のもと名称を変更する場合
- e) 大学などの学校法人または同等の組織および、大学に属する公認組織（学部、学科、研究所、学会、サークル、ゼミ等）が法人の公認のもと名称を変更する場合

※a)、b)、c) の場合、履歴事項全部証明書（登記簿等）にて事実内容の確認ができる場合に限りです。

※d)、e) の場合、公告やホームページ等に記載されている告知などのご提示と「出版者名称変更希望理由書」の提出をいただきます。

※最初から「屋号」で登録した場合は変更できません。

※ISBNは貸与または譲渡することはできません。出版事業を譲渡し、別法人で出版活動を継続する場合には新たに活動を行う法人にてISBNの新規取得をする必要があります。ご不明点はお問い合わせください。

※管理担当者変更の際はISBNの使用状況、当センターへの出版者登録状況を漏れなく引き継いでください。

1-4 コードリストの請求

ISBN の新規取得時には「ISBN 出版者記号のお知らせ」とともに「13桁コードリスト」（管理台帳として使用いただく ISBN の一覧表）をお渡ししています。再発行が可能ですので万が一紛失等の場合は当センターホームページよりご申請ください（[「コードリスト請求」](#)）。

〈注意事項〉

あくまで台帳としてお使いいただくものです。使用済みコードの確認は出版者ご自身で責任をもって行ってください。

1-5 ISBNの使用を停止するには（ISBNの不使用届）

ISBNを使用した出版活動を停止する場合には必ず届け出が必要です。書籍 JAN コードの登録もある場合は同時に書籍 JAN コードの登録取消手続きが必要です。

手続きのご案内をしますので当センター問い合わせフォームよりご連絡をお願いします。

〈注意事項〉

- ・手続き後は未使用のISBNがあっても一切使用できません。譲渡もできません。
- ・再び同じ出版者名で新規に取得することもできません。
- ・使用済みの番号は永久に残ります。登録済み出版者情報の詳細な連絡先以外は引き続き公開されます。
- ・未納料金がある場合は清算していただきます。
- ・詳細は使用規約をご確認ください。

1-6 申請の流れについて

本章 1-1～1-5 の申請の流れ、手続きにかかる期間等は下記当センターホームページをご覧ください。

https://isbn.jpo.or.jp/doc/shinsei_flow.pdf

2. 書籍JANコードを使用するには

2-1 書籍JANコードの新規登録と追加登録

流通上、出版物に書籍 JAN コードの表記が必要な場合、第 6 章 1-1 ISBN の新規取得とあわせてご申請ください（有料）。書籍 JAN コードの表記が必要かどうかは流通先に確認のうえ申請してください。登録後は「書籍 JAN コード登録通知書」が発行、登録住所に郵送されますので、更新時期まで保管をお願いします。

また、ISBN の新規取得のみを行い、その後、出版物に書籍 JAN コードの表記が必要となった場合は、「書籍 JAN コードのみ追加登録」を行うことが可能です。当センターホームページから申請してください（[「書籍 JAN コードの追加登録／再登録」](#)）。

さらに、以前登録していたものの、一時的に登録取消をして、その後再び書籍 JAN コードの表記が必要となった場合も再登録をすることが可能です。その場合も当センターホームページ [「書籍 JAN コードの追加登録／再登録」](#) よりご申請ください。

〈注意事項〉

- ・書籍 JAN コードを使用するには GS1 Japan に 3 年ごとの登録が必要です（有料・更新制）。
- ・書籍 JAN コードの表記が不要となった場合は登録取消の手続きが必要です。当センター問い合わせフォームよりご連絡ください。手続きを怠った場合の連絡不能期間の更新料は蓄積されます。
- ・お申込みのタイミングやご不明点はお問合せください。
- ・詳しくは「書籍 JAN コード使用規約」もご確認ください。

2-2 書籍JANコードの更新手続き

書籍 JAN コードの登録は3年ごとの更新制です。更新期限の2か月前に登録住所宛に更新申請書をお送りしますので速やかに手続きをお願いします。書籍 JAN コードの表記が不要となった場合には2-3 書籍 JAN コードの登録取消の手続きが必要です。

〈注意事項〉

- ・3年ごとの更新制のため、更新期限の2か月前に更新書を出版者登録住所にお送りいたします。同封のご案内に沿って手続きをしてください。
- ・更新書は登録出版者情報の住所宛に郵送にてお送りします。出版者登録住所に変更が発生した場合は、更新時期にかかわらず第6章1-3「登録情報の変更」のお届けをお願いします。変更届を忘り連絡不能となった場合は使用規約に基づき登録を取り消しいたします。連絡不能期間の更新料は蓄積されます。

2-3 書籍JANコードの登録取消

書籍 JAN コードの表記が不要となった場合は問い合わせフォームよりご連絡ください。登録取消の手続きが必要です。

〈注意事項〉

- ・登録取り消しの際はISBNを使用した出版活動自体を停止するのか、一時的に書籍JANコードの表記のみが不要となったのかも合わせてお知らせください。手続きが異なります。
- ・書籍JANコードの使用再開時は「[書籍JANコードの追加登録/再登録](#)」をご申請ください。

2-4 申請の流れについて

書籍 JAN コード登録申請の流れ、手続きにかかる期間および料金は下記当センターホームページをご覧ください。

(1) 申請の流れについて

申請の流れ、手続きにかかる期間は下記当センターホームページをご覧ください。

https://isbn.jpo.or.jp/doc/shinsei_flow.pdf

(2) 申請料について

申請料については当センターホームページ「料金表」をご覧ください。料金は前納制です。

https://isbn.jpo.or.jp/index.php/fix_about_8/

3. 各種手続きまとめ

3-1 申請の流れについて

ISBN の取得および書籍 JAN コードの登録申請の流れ、手続きにかかる期間は下記当センターホームページをご覧ください。

https://isbn.jpo.or.jp/doc/shinsei_flow.pdf

3-2 申請料について

申請料については当センターホームページ「料金表」をご覧ください。料金は前納制です。

https://isbn.jpo.or.jp/index.php/fix_about_8/

3-3 取得手続きから取得後に出版者にさせていただくこと まとめ

出版者登録から登録後出版者に行っていただくことは、おおよそ以下の通りです。不明点はホームページ「よくある質問」および本書を確認し、不明点は必ずお問い合わせください。

1. 出版物に ISBN および日本図書コード・書籍 JAN コードが必要か、付与できるのかを確認し、日本図書コード管理センターに「ISBNの新規取得」を申請、出版者登録を行う。書籍 JAN コードの表記が必要な場合、あわせて「書籍 JAN コード」の登録申請を行う。⇒本章各節
2. 「ISBN 出版者記号の登録票」、「書籍 JAN コード登録通知書」を確認し、同時に到着する「13桁コードリスト」で自身の割り振られた ISBN を確認する。⇒[「申請の流れ」](#)
3. 出版物の刊行が決まったら「13桁コードリスト」を台帳として、使用済みコードの管理を行う。書名記号の新しい順に未使用コードを附番し、割り当てた書名を記入しておく。⇒[P.43 第5章1.](#)
4. 日本図書コードと書籍 JAN コードが流通上必要な場合は作成する（「13桁コードリスト」にも決定した日本図書コードを記入しておく）。⇒[P.32 第4章2.](#)
5. 流通先に発行した出版物の情報を提供し納品する（商取引に当センターは一切関与しません）
6. 国立国会図書館に納本する（法律による発行者の義務です）。⇒[P.45 第5章2.](#)
7. 「13桁コードリスト」が満数になったら「[ISBNの追加取得](#)」を行い、新たな出版者記号の割り当てを受ける。⇒[P.49 第6章1-2](#)
8. 引っ越しなどで登録住所や電話番号、担当者が変わったら「[登録情報の変更](#)」で必ず届け出を行う。⇒[P.50 第6章1-3](#)
9. 「書籍 JAN コード」の登録をした場合、3年ごとに到着する更新申請書にて更新手続きを行う。⇒[P.52 第6章2-2](#)
10. ISBN および書籍 JAN コードを使用しなくなった場合は日本図書コード管理センターに連絡し、手続きを行う。⇒[P.51,52 第6章1-5,2-3](#)

第7章 その他 資料等

1. 日本図書コード 分類記号（Cコード）各内容と解説・附番にあたっての注意

[P.24](#) の日本図書コードの分類記号（Cコード）、各記号の詳細説明は、当センターホームページに最新版の別表を掲載しています。ダウンロードも可能ですのでご利用ください。

[「分類記号・各コードの内容解説・注意事項」](#)

2. よくある質問

各種問い合わせ事例を掲載していますので、当センターホームページをご覧ください。

[「よくあるご質問」](#)

3. 各種申請および料金について

各種申請および申請手順、申請料金は当センターホームページをご覧ください。

[「料金表」](#)

4. 関連団体および資料のご案内

- ・納本制度および ISSN について
国立国会図書館：<https://www.ndl.go.jp/>
- ・著作権・出版契約・総額表記・再販売制度について
日本書籍出版協会：<https://www.jbpa.or.jp/>
- ・雑誌・雑誌コードおよび定期行物 JAN コードについて
雑誌コード管理センター：<https://jpo.or.jp/magcode/>
- ・JAN シンボル等 GTIN について
GS1 Japan：<https://www.gs1jp.org/>

あとがき

「利用の手引き」は出版を取り巻く環境の変化に対応して何度か改訂されております。今回もその流れに沿った改訂作業が行われました。またこの手引きを読まれる方々が、これから出版にかかわりを持つ方々になっていくという前提で内容改訂をいたしました。そのため、出版関連への関わりの薄い方にもご理解をいただけるようにといくつか工夫をこらしました。

この手引きでは、コードという言葉がいくつも出てきます。それらを分かりやすく説明すると次の通りです。

A) ISBN は、出版物 1 点ごとに振られた番号で、人に例えるなら個人に割り当てられたマイナンバーの様なものです。しかもその割り当て方は国際ルールに従っていますので、世界中のほかの出版物とも区別ができ、図書館や研究機関では文献の検索に欠かせないものです。

B) 日本図書コード は、この ISBN に内容・ジャンルと価格を付け加えたものです。日本の出版物の新刊は毎日 200 点を超すと言われています。そうした日々の「新商品」の情報メンテナンスができない小さな書店でも、とりあえずこれさえあれば、レジでお客との金銭のやり取りや、どの棚に陳列したらよいか、どの分野が売れているかを知ることができます。これは主に書店や取次などの流通業者が利用します。

C) 書籍 JAN コード とは、2 段のバーコード (JAN シンボル) のことです。意味しているのは日本図書コードと同じ内容で、それをバーコードで表記したものです。**B)** と同じく流通業者が主に使います。

ISBN も **日本図書コード** も **書籍 JAN コード** も、今や日本での出版活動を進めるうえで欠かせないものになっており、しかも正確なものが求められています。そして実際には運用・管理は出版者に委ねられています。この手引きを制作した意図をご理解いただき、正しいコードの付与と、業界全体でコードの利用・活用を積極的に進められることをお願いしております。

最後にこの手引きの改訂作業にかかわっていただいたワーキンググループの皆さん、事務局の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

2025 年 4 月

日本図書コード管理センター管理委員会
手引き改訂ワーキンググループ座長 永井 祥一

参考文献

- ・ ISO 2108:2017 Information and documentation - International Standard Book Number
- ・ JIS X 0305:2020 国際標準図書番号 (ISBN)
- ・ International ISBN Agency 「ISBN User's Manual 7th」
- ・ International ISBN Agency 「FAQs document」

本書は上記参考文献をもとに日本の出版市場に合わせた管理運用を定めたものです。日本においてのISBN使用にあたっては本書をご覧のうえ、最新の情報は当センターホームページをご確認ください。

<https://isbn.jpo.or.jp/>

ISBN (国際標準図書番号) および日本図書コード・書籍 JAN コード 利用の手引き 2025 年版 ISO 2108:2017, JIS X 0305:2020 準拠

2025 年 4 月 1 日 発行

著作・監修：日本図書コード管理センター管理委員会
手引き改訂ワーキンググループ
発行者：一般社団法人日本出版インフラセンター
日本図書コード管理センター (Japan ISBN Agency)
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32
出版クラブビル 一般社団法人日本出版インフラセンター内
電話 03-3518-9862 Fax 03-6273-7851
※お問い合わせは下記ホームページ内、お問い合わせフォームをご利用ください。

ISBN978-4-949999-16-8
© 2025 Japan ISBN Agency

- * 本書は一般市販をしておりませんが、見本としてコード表記等について市販する出版物の体裁を整えています。
- * 本書の全部又は一部を無断で複製複製 (コピー) することは、著作権法上での例外を除き禁じられています。本書からの複製、記事の転載または引用を希望される場合は、上記、日本図書コード管理センターまでご連絡ください。
- * 本書内に掲載の内容、各種申請費用・頒布料金は、本書の発行年月日現在のものです。消費税率の変動やその他の事情により変更される場合があります。[最新情報はホームページをご確認ください。](#)